

令和7年度

第2回 七尾市都市マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定委員会

## 次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- (1) 「第1回委員会意見内容対応結果及び有識者意見交換会内容」について【資料①P1～4】
- (2) 将来目標・将来都市構造について【資料②P5～7】
- (3) 立地の適正化に関する基本的な方針について【資料③P8～26】
- (4) 防災指針の検討について【資料④P27～36】

4. 閉会

## 都市マスタープラン及び立地適正化計画の策定スケジュール（案）

時期	議題	都市MP	立適計画	備考
R7年 9月24日	<b>第1回策定委員会</b> 【議題(案)】 ・策定方針 ・現況・課題の整理 ・将来目標	○ ○ ○	○ ○	
R7年 10月16日	<b>有識者意見交換</b> 【内容】 ・七尾市が抱える課題や目標に対する方針や 具体施策について意見交換 ※12月に意見反映結果を報告			
R8年 1月30日	<b>第2回策定委員会</b> 【議題(案)】 ・将来都市構造（目指すべき都市構造） ・立地の適正化に関する基本的な方針 ・居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設 ・防災指針	○ ○	○ ○ ○ ○	
R8年6月	<b>第3回策定委員会</b> 【議題(案)】 ・分野別方針 ・誘導施策 ・防災指針	○	○ ○	
R8年9月	<b>第4回策定委員会</b> 【議題(案)】 ・地域別構想 ・評価指標・目標値 ・計画素案	○ ○	○ ○	
R8年10月 ～11月	<b>パブリックコメント</b> 【内容】 ・都市計画マスタープラン案 ・立地適正化計画案	○	○	
R8年12月	<b>住民説明会</b>	○	○	
R9年1月	<b>都市計画審議会</b>	○	○	

※現時点での案であり、状況に応じて変更する場合があります

# 意見交換の視点

---

## (1) 将来目標・将来都市構造について【資料②P5～7】

### 【確認事項】

- ・今後目指す将来都市構造について、日常生活を送るうえで、どの拠点にどのような施設の集積を目指すかご意見を伺いたい（例：中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）に市役所等の行政サービス機能・広域交流拠点（和倉）に観光施設 等）  
➡いただいたご意見については、将来都市構造の文章(資料②P6)や目指す都市像(資料③P9)への反映を検討します。
- ・ネットワークについて、何処と何処のつながりを充実するべきか、ご意見を伺いたい（例：七尾と和倉を市民や観光客が公共交通で行き来しやすいように・各地域まちづくり活動拠点周辺から七尾駅周辺に車で行き来しやすいように 等）  
➡いただいたご意見については、将来都市構造図の文章(資料②P6)や今後検討する分野別方針(交通体系)への反映を検討します。

## (2) 立地の適正化に関する基本的な方針について【資料③P8～26】

### 【確認事項】

#### ■まちづくりの方針・目指すべき都市像P8～9

- ・目指すべき都市像について、どのような人・世帯をどこに誘導するとよいかご意見をいただきたい。（例：若い夫婦世帯を通勤が便利な駅周辺に誘導・高齢単身世帯を通院や買い物便利な七尾駅周辺の市街地に誘導 等）  
➡いただいたご意見については、まちづくりの方針・目指すべき都市像(資料③P8～9)への反映を検討します。

#### ■都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針P10～13

- ・都市機能誘導区域を設定する七尾駅周辺にどのような施設の立地を誘導すべきかご意見を伺いたい。（例：週末にショッピングを楽しむ商業施設・おしゃれなカフェや飲食店・大学のサテライト施設 等）
- ・都市機能誘導区域を設定する和倉温泉駅から温泉街にかけての地域にどのような施設の立地を誘導すべきかご意見を伺いたい。（例：地域住民と観光客が利用するスーパーマーケット・市民も利用する温浴施設 等）  
➡いただいたご意見については、都市機能誘導区域・誘導施設(資料③P10～13)への反映を検討します。また、誘導施設への設定が想定されない施設については、誘導施策を今後検討する際に参考にさせていただきます。

### ■居住誘導区域の設定方針P14～24

- ・居住誘導区域に設定する市街地は、どのような都市機能が分布する市街地を目指すべきかご意見を伺いたい。(例：スーパーマーケットが徒歩圏内にあるような市街地 商業、子育て、医療施設が身近に揃っている市街地 等)
- ・将来にわたって居住を誘導する区域に求められる条件（住み続けるための条件）について、ご意見を伺いたい（例：災害リスクが低い・歩いて暮らせる環境・こどもが育てやすい 等）

➡いただいたご意見については、居住誘導区域(資料③P14～26)への反映を検討します。また、居住誘導区域の良好な居住環境形成に関する内容については、誘導施策を今後検討する際に参考にさせていただきます。

### (3) 防災指針の検討について【資料④P27～36】

#### 【確認事項】

- ・想定される災害への対応として、具体的な取組として位置づけが必要な対策について、ご意見を伺いたい。(例：防災マップによる防災意識の啓発・日ごろからの避難所の利用 等)

➡いただいたご意見については、防災まちづくりの方針(資料④P33～36)への反映を検討します。また、具体的な取組を今後検討する際に参考にさせていただきます。

## 第1回 七尾市都市マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定委員会 意見対応表

番号	意見概要	対応方針
(1)都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定方針について		
—	—	—
(2)計画策定に向けた検討について		
①七尾市の現況と課題・都市構造上の課題		
1	要配慮者の災害時対応について考えてほしい。【津田委員】	分野別方針(防災の方針)及び防災指針に、「災害時における要配慮者への対応を含めた避難体制の強化」について記載を検討します。また、防災指針に要配慮者等の避難体制の確保について記載を検討します。 →資料④:P34・35
2	複合的な災害があった場合の対応についても考える必要がある。【西村委員】	有識者意見交換会での意見交換を踏まえ、各災害がどのように複合するか予測することが難しいため、災害種別ごとに対応を検討することとします。ただし、複合的な災害が起こりうることも念頭に置きながら施策を検討します。 →資料①:P3①
3	避難所における感染症対策について考える必要がある。【西村委員】	地域防災計画にて感染症対策については検討されており、記載されている避難所運営に関する内容と整合します。
4	事前復興まちづくり計画のガイドラインが国から示されており、これを踏まえる必要があるが、さらに震災により生じた被害を取り込んでいくことも必要である。【田中委員】	有識者意見交換会の意見を踏まえ、地域防災計画で事前復興まちづくり計画の内容に必要な項目は対応されています。よって、地域防災計画で検討される内容と整合しながら検討します。 →資料①:P3②
5	空き家バンクの活性化や活用促進、地区の特性に配慮した空き家対策が求められる。【瀧口委員】	土地利用の政策展開方針に空き家の有効活用について引き続き記載します。その中で地域が空き家を把握し、空き家バンクの運営に関わる等により、地域の特性に応じた対策が可能となる方針について追記を検討します。
6	ライフステージが変わる段階で中能登町等に人口流出している。【瀧委員】 人口流出の要因をおさえる必要がある。策定までに震災後のデータ更新が必要。【松本委員長】	ライフステージが変わる段階における人口流出についてはデータの取得が難しいですが、各地域へのヒアリングでも中能登町に流出していることはご指摘いただいています。 震災後の人口のデータ更新について適宜、行っていきます。
7	祭りや農地など地域のアイデンティティを大切にしたい取り組みが重要【酒井委員・松本委員長】	地域別構想の地域の概況を記載する項目に、地域の祭や活動等について記載することを検討します。
8	和倉と七尾中心市街地との移動がなくなった。ぐるっとバスなど夜間移動できる公共交通の充実が必要。【瀧委員】	中心都市拠点(袖ヶ江・御祓)と広域交流拠点(和倉)は、それぞれ機能を補完する関係であり、各拠点間を連携する移動手段を充実することについて、立地の適正化に関する基本的な方針に記載します。 →資料③:P8

番号	意見概要	対応方針
		あわせて交通体系の方針の公共交通ネットワークの方針への追記も検討します。
9	空き店舗の活用やチャレンジショップの整備などによる商店街の活性化が必要。【岡田委員】	土地利用の方針の政策展開の方針へのチャレンジショップ等の施策を追記することを検討します。あわせて誘導施策(立地適正化計画)への記載も検討します。
10	自然体験や地域との交流を重視した観光コンテンツの開発を進めるとよい。【遠藤委員】	都市環境形成の方針の環境づくりの政策展開方針に、自然体験や関係人口確保に向けた観光コンテンツの活用による環境保全について記載を検討します。
11	トキの取組の状況について教えてほしい。【酒井委員】	今後もモデル地区4地区を中心に支援を続けます。(農林水産課より)
12	子供が室内で遊ぶことが出来る施設があるとよい。【岡田委員】	誘導施策(立地適正化計画)における子供の遊び場等の確保について記載を検討します。
<b>②将来目標</b>		
13	まちづくりの進め方、支援の仕方があってもよいと思う。【松本委員長】	「まちづくりの実現に向けて」において、議論の効率化や実現可能なまちづくりに向けた推進体制等の記載を今後検討します。
14	将来約3万人まで減少したときに、まちをこうすべきという考え方を持っているか。【小川委員】	都市マス・立適では、将来目標人口を復興プランに整合して33,657人と設定し、この人口規模を前提として検討を進めていきます。人口減少化の目指すべき都市像について記載しました。(資料②P5)

有識者意見交換会における確認事項及び回答

No.	確認事項	回答
<b>1. 課題の整理及び将来目標について</b>		
<b>1-1 第1回策定委員会の内容</b>		
①	□七尾市では、地震のほか、洪水、津波、土砂災害、ため池浸水等が想定されているが、複合的な災害をどう考えるとよいか伺いたい	⇒複合的な災害ハザードは予測しにくく、災害種別ごとに検討するとよい
②	□事前復興まちづくり計画に、被災した経験を反映した事例等があれば伺いたい	⇒事前復興まちづくり計画は、想定する巨大地震に対してあらかじめ準備するもの（過去被災を踏まえた事例として、和歌山県、茨城県大洗町、愛媛県西予市がある） ⇒七尾市では地域防災計画等での対応が可能で、現時点ではすぐに策定する必要はない
<b>2. 将来都市構造について</b>		
<b>2-1 基本的方針</b>		
③	□修正が必要な事項や記載しておくべき内容があれば伺いたい	⇒人口減少下を強調した（市街地拡大しない）目標設定が必要 ⇒都市構造がどのように変わるかが分かるように踏み込んで記述すべき →資料②:P5 →資料③:P9
<b>2-2 将来都市構造図</b>		
④	□修正が必要な事項や記載しておくべき内容があれば伺いたい	⇒地区コミュニティセンターに位置付けた「地域生活拠点」は、都市機能を集積していく拠点ではないため、表現を検討すべき ⇒拠点とゾーンの違いを明確化すべき →資料②:P6
<b>3. 将来フレームについて</b>		
<b>3-1 将来フレーム</b>		
	—	—
<b>4. 防災指針について</b>		
<b>4-1 災害ハザード情報の整理</b>		
	—	—
<b>4-2 災害リスク分析の方針</b>		
⑤	□各種災害で設定した分析の視点及びデータの重ね合わせについて、ご意見を伺いたい	⇒設定した分析の視点、データの重ね合わせについては妥当
⑥	□浸水深の目安の妥当性について確認させていただきたい	⇒浸水深の目安は妥当
⑦	□指定避難所からの距離の目安の妥当性について確認させていただきたい	⇒参考として500m、1kmと表記すればよい

No.	確認事項	回答
⑧	□今年度検討している内水浸水で参照すべき浸水深の目安があればご教示いただきたい	⇒浸水が大きく変わるため発生確率を考慮すべき
⑨	□災害リスクが高いと考えられる地域における対応や対策についてご助言いただきたい	⇒最大規模の津波発生の可能性が低く、集団移転に踏み切るのは難しい。避難路整備等を検討するとよい。 ⇒液状化は人体への被害に至りにくく、ハザードを周知するまでにとどまる。浸水、土砂、津波は人体への被害につながるため行政として施策が必要。
⑩	□災害リスクが想定される地域において居住誘導区域を設定する際の対応策や留意事項について伺いたい	⇒都市計画区域内の災害リスクは低い ため、居住誘導区域は都市計画区域内に避難対策を講じることとして設定することになると思う。 <b>⇒資料③:P19</b>

1. 将来目標【都市 MP】

復興まちづくりの将来像の実現に向け、整理した課題に対応する将来目標を設定

都市 MP

立適

- 課題の整理【都市 MP】【立適】
- 能登半島地震の経験を踏まえた防災・減災対策
- 震災を機に加速化することが懸念される人口減少の抑制
- 公費解体等により進行する市街地のスポンジ化の抑制
- 合併経緯や歴史等の地域特性に対応した地域まちづくりの継続
- 人口動向や施設立地を踏まえた地域間連携
- 国県道を中心とした広域ネットワークの強化
- 七尾駅周辺の中心市街地や和倉温泉の復興・活性化
- 七尾港における物流・交流拠点の強化
- 多種多様な七尾の自然環境の保全・活用
- 農業・漁業の営農・操業環境の維持・充実
- 歴史的資源を有する中心市街地におけるにぎわい創出
- 効率的な都市運営及び企業立地の推進
- 和倉温泉等の観光地や観光施設の復旧・充実と地域資源との連携
- 将来目標人口の達成に向けた定住促進
- 七尾の担い手を育成する子育て環境や教育環境の維持・充実

将来目標【都市 MP】

復興まちづくりの将来像【七尾市戦略的復興プラン】  
すべての暮らしと営みに幸せをみんなの笑顔が輝くまち

目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり【都市構造関連】

七尾市が将来にわたり能登半島全体を牽引していく都市として魅力を発揮し続けることができるように総合病院や大規模商業施設、公共施設などが集積した魅力的なまちを目指します。人口減少社会において、無秩序な市街地の拡大は市街地の人口密度低下による都市の機能不全や都市基盤の維持管理にかかる負担につながることから、七尾駅や和倉温泉駅近傍エリア等への都市機能の集積を行うとともに、既成市街地における居住環境の整備により、市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを推進します。加えて、既存施設や地域資源、空き地・空き家など、既存ストックの有効活用により、環境負荷の少ない循環型経済の基盤となるまちづくりを推進します。

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり

七尾市内にある魅力ある自然景観やこれまで育まれてきた祭事文化や伝統的な漁業といったなりわいなど、自然・歴史・文化資源を保全し、次世代に継承するための環境整備を行います。加えて、各地域のこれまでの土地利用を尊重しつつ、地震を受けて増加した空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備など、ストックを活かした空いている土地・建物の新たな使い方を創出し、都市的な住まい方とは異なる多様なライフスタイルを楽しむことができるまちづくりを推進します。

目標3:多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり【交通関連】

広域交流の軸となる能越自動車道の整備を促進するとともに、能登半島地震の経験を踏まえた幹線道路や都市計画道路の整備などに取り組みます。また、JR七尾線やのと鉄道七尾線といった七尾市内の地域間を結ぶ軌道交通を活かし、鉄道駅と路線バスや地域コミュニティバスの連携を強化します。その上で、地域内の観光資源や主要拠点へのアクセス性向上を目的として路線バスや地域コミュニティバスの維持・充実を図ります。これらの取り組みを通して公共交通の充実を図ると共に、自動運転等次世代交通の導入等を推進します。

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり【環境関連】

能登の里山里海の自然環境を保全し、農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承していきます。また、市民や来訪者などが、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂といった各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用し、人と人や、人と自然のふれあいができる環境整備を進め、交流を促進し、関係人口の創出・拡大を図ります。これらの取り組みを通して、自然環境の保全や地球環境に配慮した脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進します。

目標5:震災の経験を生かした市民のつながりを大切にした定住できる安全安心なまちづくり【防災関連】

能登半島地震での経験を踏まえ、ハード面では公共施設の耐震化等都市基盤施設の防災力強化を行うと共に、ソフト面では地域と連携した避難体制の強化やハザード情報の周知に取り組み、市民・来訪者等の命を守ることができる災害に強いまちづくりを推進します。被災時に改めて有効性を確認できた地域コミュニティと連携し、隣接した地区との合同避難訓練を実施するなど、ソフト面の取り組みを推進します。加えて、防災拠点となる公共施設は、発災時に円滑に利用できるように日常から公共施設の積極的な利用を促進します。また、2つの総合病院を持つ充実した医療・福祉環境をデジタル技術の活用等でさらに充実させることで、健康づくりの推進を行い、すべての世代が安心して定住できるまちづくりを進めます。

2. 将来都市構造【都市 MP】【立適】

都市構造に関連するまちづくり目標を踏まえ、七尾市が目指すべき将来都市構造を設定

2-1 基本的方針(案)

<能登地域における中心的役割を果たす都市の形成>

・七尾市の総合計画では「能登の未来を牽引」することを将来像として謳っており、石川県都市計画マスタープランにおける中能登地域広域都市圏マスタープランでも七尾駅周辺から七尾港周辺が中能登地域の中心都市に位置付けられています。また、和倉温泉一帯については、広域観光交流の拠点として整備・育成を図ることが位置付けられています。七尾駅周辺や和倉温泉周辺は、市内だけでなく能登地域における広域的な拠点としての役割を果たすことが求められます。  
・特に能登半島地震からの復興に向けては、七尾市が奥能登地域からの人口流出を防ぐ機能を発揮するとともに、多くの人口を受け入れることが期待され、七尾駅周辺や和倉温泉周辺は復興推進のシンボルにもなります。このため、七尾駅周辺や和倉温泉周辺は、能登地域の広域的な役割を持つ都市拠点として都市機能の集積や観光客集客などの重点的な役割を担う都市の形成を図ります。

<市内15地区を基本単位とした生活拠点形成と地区間連携>






・七尾市内は15地区に区分され、各地区がまちづくりの基本単位となっており、地域コミュニティの核となる拠点を形成するとともに、市街地へのアクセスや地区間連携を強化するため、都市計画道路の整備や公共交通の維持・充実を図ります。

<コンパクトな市街地形成と自然環境の保全の両立>





・七尾市では人口・世帯数ともに減少しており、今後もその傾向が継続することが想定される中、既成市街地や集落地の中で都市機能や居住の集積を図ることでコンパクトな市街地を形成します。  
・また、地震を受けて増加した空き家・空き地など、既存ストックの有効活用により市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを図ります。農地や森林等で無秩序な開発を抑制し、豊かな自然環境の保全との両立を図ります。

## 2-2 将来構造図【都市MP・立適】


**拠点：**都市機能が集積し、生活や観光、就業・就学など様々な活動の中心となる場所

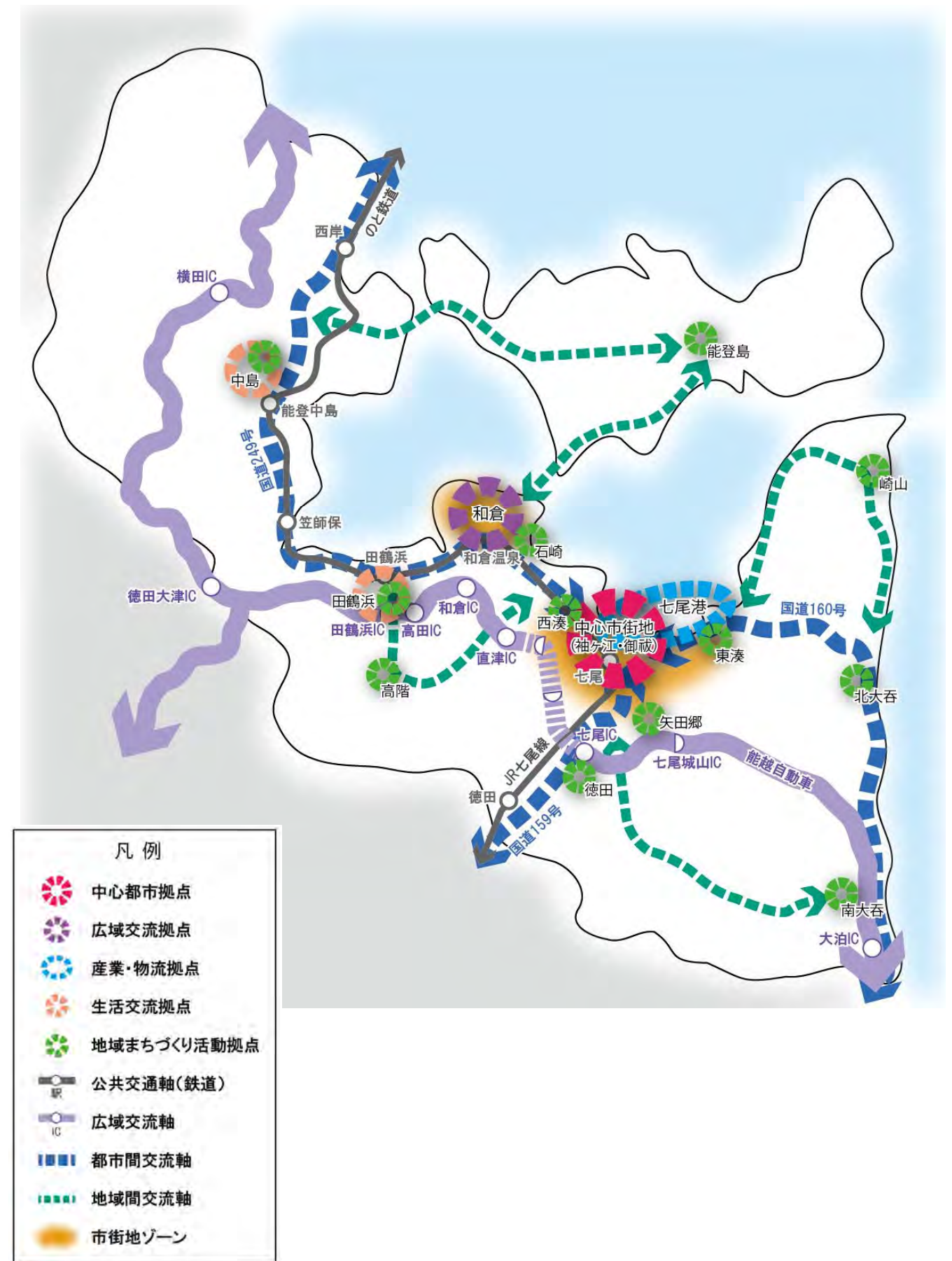
- 
**中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）：**七尾市の中心市街地である七尾駅周辺を中心都市拠点に位置付け、市内の利用者が訪れる都市機能や生活利便施設等が集積するとともに、まちなか居住の生活利便性が高い七尾市における中心市街地の形成を図ります。
- 
**広域交流拠点（和倉）：**多くの観光客が訪れる和倉温泉街周辺を広域交流拠点に位置付け、温泉街を観光客や市民が癒され、楽しむことができる七尾市における観光交流の拠点形成を図ります。
- 
**生活交流拠点（田鶴浜、中島）：**一定以上の規模の集落地を形成するとともに、生活利便施設が立地する田鶴浜地区及び中島地区を生活交流拠点に位置付け、地区内及び周辺の市民の日常生活の核となる拠点形成を図ります。
- 
**地域まちづくり活動拠点：**各地区におけるコミュニティセンターを地域まちづくり活動拠点に位置付け、各地区のまちづくり活動を支える場としてのコミュニティセンターの機能の維持・充実を図ります。
- 
**産業・物流拠点（七尾港）：**重要港湾である七尾港及びその周辺を産業・物流拠点に位置付け、港湾としての機能強化や働く場として産業用地の形成を進めるとともに、市内外から多くの人々が港の有する自然環境や食を楽しめる機能の充実により、七尾市を代表する産業・物流拠点の形成を図ります。

**軸：**市内外の都市間や地域間を連携する主要道路や公共交通路線

- 
**公共交通軸（鉄道）：**金沢方面から和倉温泉駅までの JR 七尾線及び和倉温泉から穴水方面に伸びるのと鉄道を金沢から能登半島を広域的に連携する公共交通軸に位置付け、交通結節機能の強化や公共交通の利用促進等による公共交通軸の維持を図ります。
- 
**広域交流軸：**能越自動車道及びのと里山海道を広域交流軸に位置付け、能越自動車道の未整備区間の整備等による広域交通体系の強化を図ります。
- 
**都市間交流軸：**中心都市拠点に位置付けられた中心市街地や広域交流拠点に位置付けられた和倉温泉街周辺と他都市や市内の各拠点を連携する国道 159 号、国道 160 号、国道 249 号を都市間交流軸に位置付け、市内外の交流促進を図ります。
- 
**地域間交流軸：**都市間交流軸を補完し、地域生活拠点と各種拠点を連携する県道等を地域間交流軸に位置付け、各地域生活拠点のアクセス確保を図ります。

**ゾーン：**住宅や生活利便施設等が立地する広がりのある区域

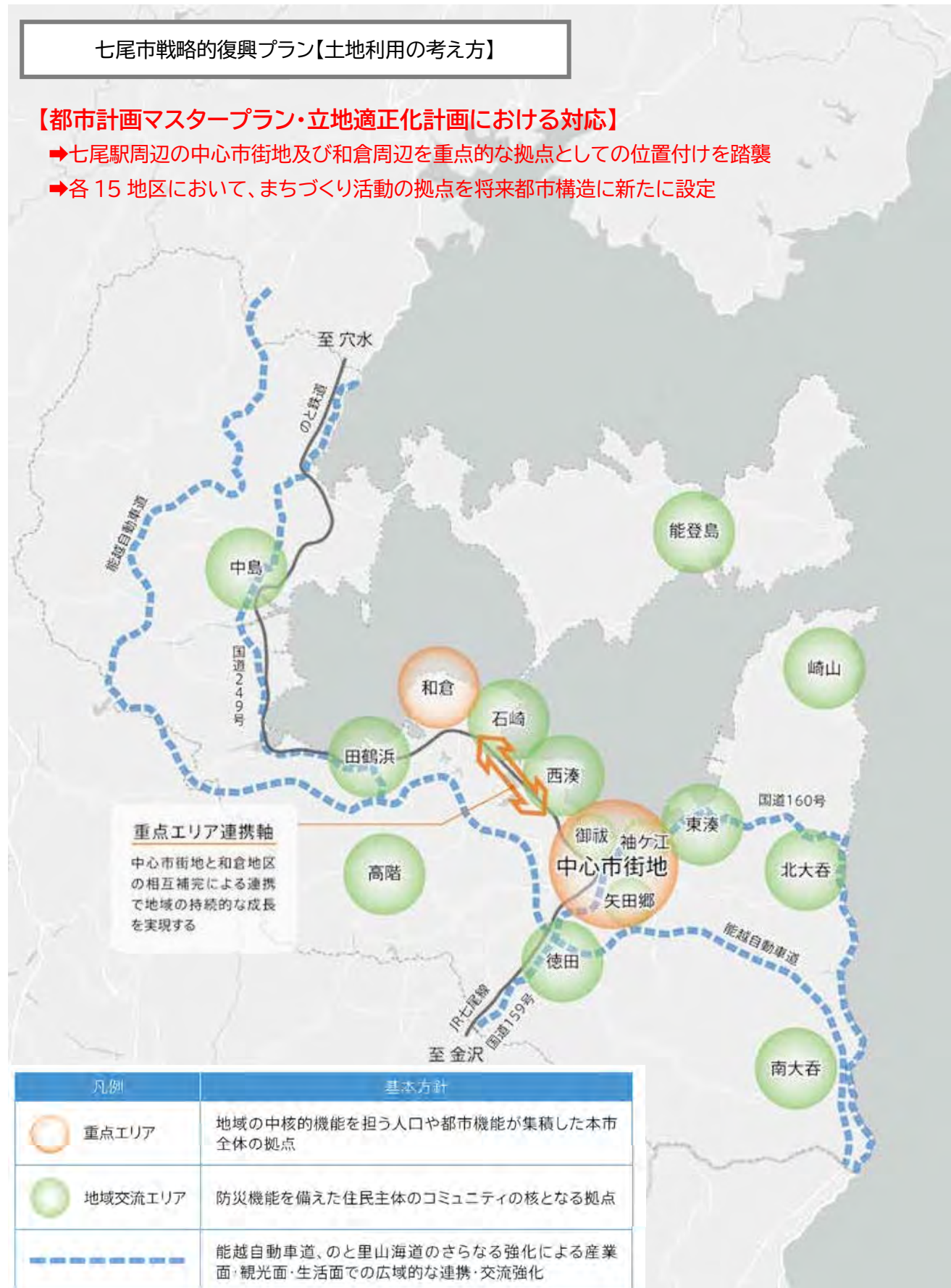
- 
**市街地ゾーン：**用途地域が指定された七尾駅周辺～七尾港、和倉温泉街～和倉温泉駅周辺をはじめとする人口や生活利便施設が集積する既存の市街地を市街地ゾーンに位置付け、建物用途の適切な誘導等による良好な市街地環境の形成を図ります。



将来都市構造図（案）

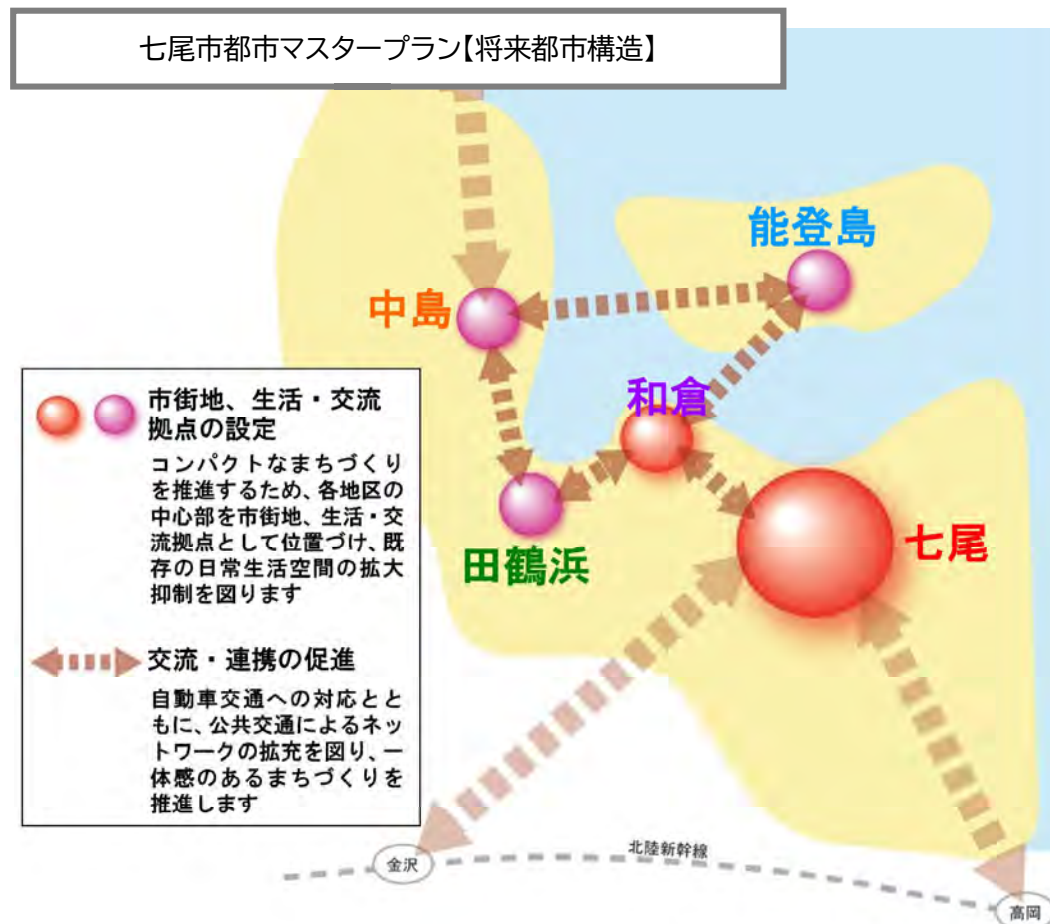
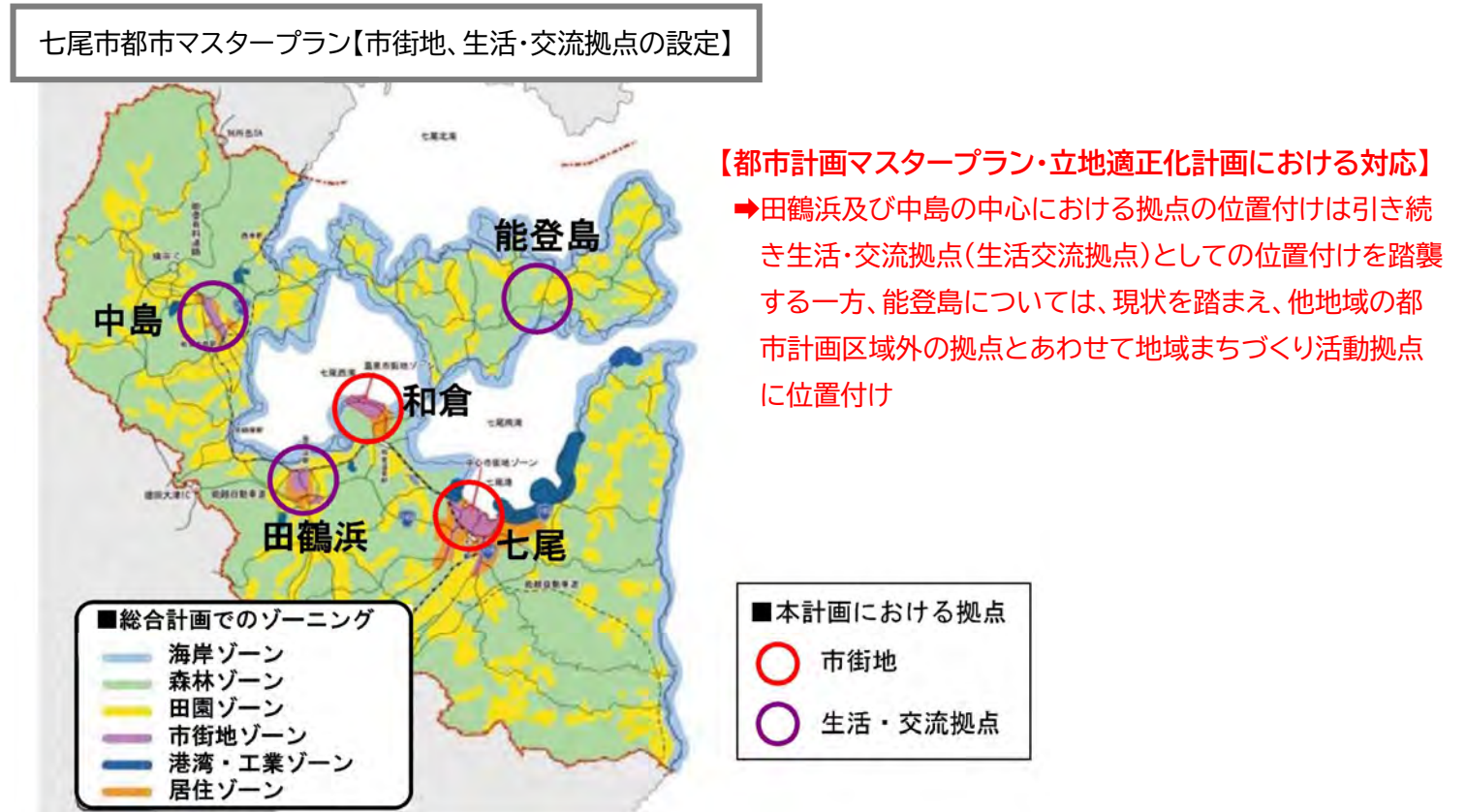
<参考> 上位関連計画における拠点の位置付け

- 七尾駅周辺の中心市街地及び和倉が、地域の中核的機能を担う人口や都市機能集積した本市全体の拠点として重点エリアに設定されています。
- 15 地区ごとにコミュニティの核となる拠点として地域交流エリアが設定されています。



<参考> 現行計画における拠点の位置付け

- 現行都市 MP では都市計画区域で特に都市的な機能が集積する七尾、和倉を市街地に設定しています。
- 田鶴浜、中島、能登島の各地域の中心部を、多様な地域特性を活かした交流・連携を促進する機能と、地域の生活拠点として必要な機能をあわせもつ生活・交流拠点に設定しています。





# 立地の適正化に関する基本的な方針

## 1. まちづくりの方針（ターゲット）【立適】

立適

都市計画マスタープランの将来目標及び将来都市構造を踏まえて、立地適正計画におけるまちづくりの方針を設定

### 【将来目標（都市マス）】

#### 【都市構造関連】

目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり

#### 【土地利用関連】

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり

#### 【交通関連】

目標3:多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり

#### 【環境関連】

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり

#### 【防災関連】

目標5:震災の経験を生かした市民のつながりを大切に定住できる安全安心なまちづくり

### 【まちづくりの方針（ターゲット）】

#### まちづくり方針①: 次の居住地として選ばれるまちづくり

中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）に位置付けられたエリア周辺における魅力・利便性の向上を図ることにより、子育て世代や高齢者をはじめとする市内外の人たちのライフステージの変化（引っ越し）のタイミングで居住地として選ばれるまちづくりを進めます。

#### まちづくり方針②: 既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり

市街地ゾーンに位置付けられた人口や生活利便施設が集積する既存の市街地では、これまで整備してきた既存ストック（空き地・空き家、道路、下水道等）を活用しながら、日常生活の利便性の充実を図り、良好な住環境を形成することにより、人口減少下において市街地の拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを進めます。

都市計画区域外をはじめとする農村・漁村が分布する地域においては、地域住民主体のまちづくりを支援し、各地区の中心的な集落への集住によりコミュニティを維持する等、持続可能な地域の形成を促進します。

#### まちづくり方針③: 都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり

都市機能の集積を図る中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）と市内各地区をつなぐ多様な交通手段のネットワークを形成することにより、だれもが都市機能のサービスを享受できるまちづくりを進めます。

また、中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）と広域交流拠点（和倉）は、それぞれ機能を補完する関係であり、各拠点間を連携する移動手段が充実したまちづくりを進めます。

#### まちづくり方針④: 定住できる安全・安心なまちづくり

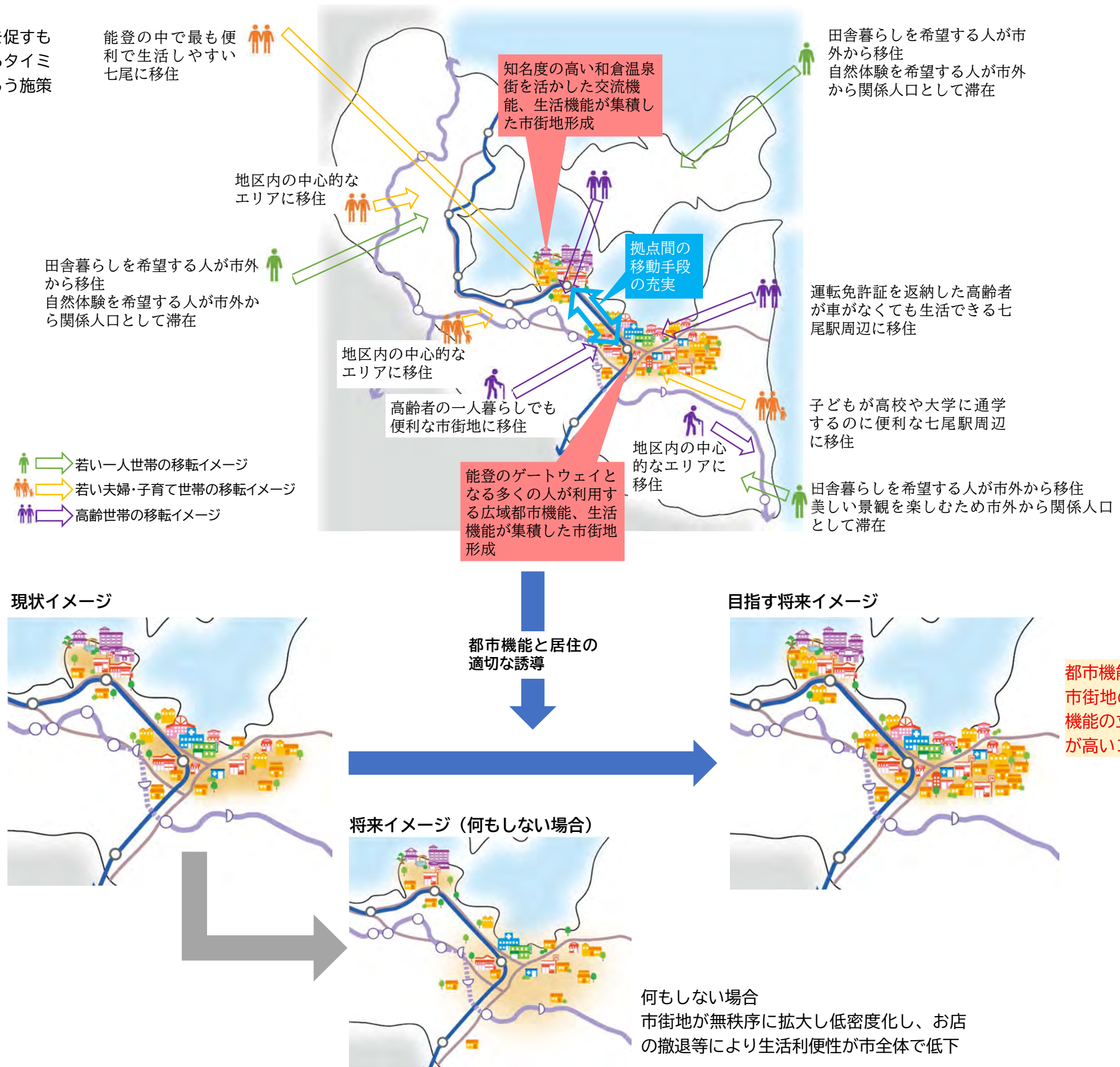
将来にわたって定住することができるよう、相対的に災害リスクが低い傾向にある都市計画区域の市街地ゾーンへの居住の緩やかな誘導を図るとともに、河川整備等のハード対策と合わせて緊急避難体制の強化等の震災の経験を生かしたソフト対策を積極的に展開することにより、定住できる安全・安心なまちづくりを進めます。

## 2. 目指すべき都市像【立適】

立適

まちづくりの方針を踏まえて、都市機能、居住誘導及び公共交通ネットワークに関する目指すべき都市像を設定

※現在の居住者に無理に引っ越しを促すものではなく、引っ越しを検討するタイミングで、居住地として選んでもらう施策を展開することで居住を誘導



都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針【立適】

立適

1. 都市機能誘導区域・誘導施設とは

1-1 都市機能誘導区域

○都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。【立地適正化計画の作成・運用に係るQ&A（令和6年4月1日改訂）】

○国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、以下のような条件を満たす区域での設定が望ましいとされています。

- 各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

○なお、都市機能誘導区域は、居住誘導区域に重複して設定されるものとされています。（居住誘導区域については後述）

1-2 誘導施設

○誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（医療、福祉、商業、行政、教育、文化施設など、都市の利便性や魅力を高めるための施設）を設定するものです。

○国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、7種の機能（行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化）ごとに例示されています。

表 誘導施設のイメージ【立地適正化計画の作成・運用に係るQ&A（令和6年4月1日改訂）】

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●m <sup>2</sup> 以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けられる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けられる機能 例. 延床面積●m <sup>2</sup> 以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

※どのような機能が必要であるかは、それぞれの都市において検討が必要ですが、参考までに地方中核都市クラスの都市において拠点類型ごとに想定される各種機能のイメージを提示しています。

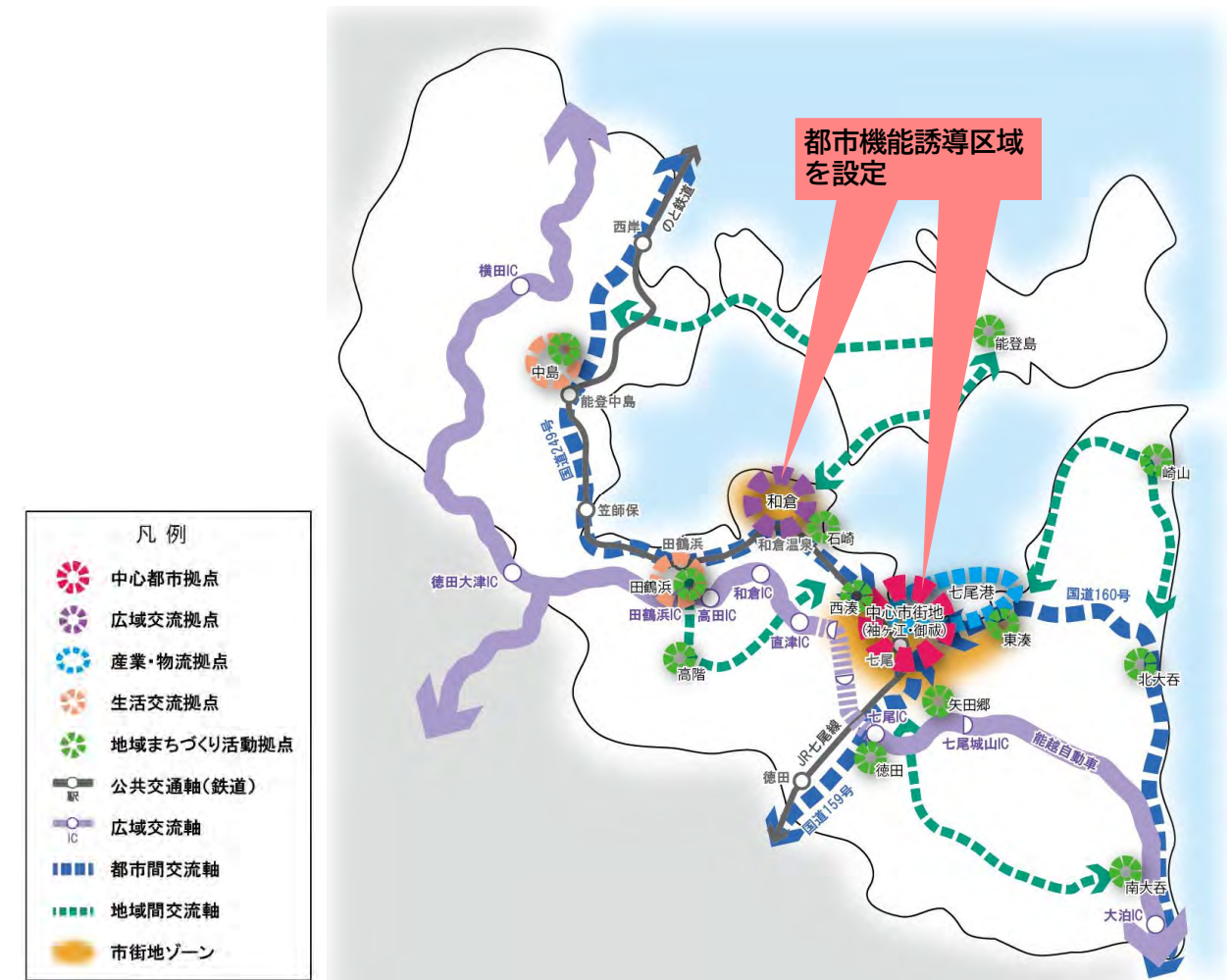
2. 都市機能誘導区域の設定方針

2-1 都市機能誘導区域を設定する箇所

○立地適正化計画は、都市計画区域を対象とした計画です。したがって、都市機能誘導区域は、都市計画区域内に設定します。

○国土交通省が示す都市機能誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえるとともに、まちづくりの方針（ターゲット）、目指すべき都市像より、将来都市構造図に位置付けた中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）を基本に都市機能誘導区域を設定することとします。

図 将来都市構造図



2-2 都市機能誘導区域の設定基準

○国土交通省が示す都市機能誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえて、設定基準を以下のように定めます。

【設定基準（案）】

- ・ 七尾駅及び和倉温泉駅からの徒歩圏（1 km）
- ・ 誘導施設が立地可能な商業系用途地域（近隣商業地域・商業地域）
- ・ 鉄道駅と中心市街地・温泉街の商業地を結ぶ主要道路沿道

### 3. 誘導施設の設定

#### 3-1 誘導施設の設定方針

○都市機能誘導区域を設定する中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）の将来都市構造における位置づけを踏まえ、誘導施設を設定します。

表 中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）の位置づけ

拠点	位置づけ（将来都市構造）	
中心都市拠点 （袖ヶ江・御祓）	能登地域の広域的な役割を持つ都市拠点として都市機能の集積や観光客集客などの重点的な役割を担う都市の形成を図ります。	七尾市の中心市街地である七尾駅周辺を中心都市拠点に位置付け、市内外の利用者が訪れる都市機能や生活利便施設等が集積するとともに、まちなか居住の生活利便性が高い中心市街地の形成を図ります。
広域交流拠点 （和倉）		多くの観光客が訪れる和倉温泉街周辺を広域交流拠点に位置付け、温泉街を観光客や市民が癒され、楽しむことができる観光交流の拠点形成を図ります。

○また、本市における都市機能を広域機能（市内外から多くの人々が利用）と生活機能（日常生活の中で市民・地域住民が利用）に区分したうえで、誘導施設の設定を検討します。

○誘導施設の設定にあたり、地区ごとに配置される施設や市内に広く分布する施設については、都市機能誘導区域に誘導するのではなく、その分布を維持し、生活利便性を確保すべきであるため、誘導施設には設定しません。

表 都市機能の分類（案）

機能分類	広域機能 多くの人々が訪れ、市内外の広域からの利用を想定する機能	生活機能 市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能
行政機能	市役所	地区コミュニティセンター
介護福祉機能	福祉センター	介護施設（通所型・訪問型）
子育て機能	子育て支援センター	認定こども園、保育所
商業機能	ショッピングセンター	スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア
医療機能	病院	診療所
金融機能	—	銀行・信用金庫、郵便局 農協、漁協
教育・文化機能	大学、専門学校、高等学校 博物館・美術館 文化ホール 図書館	小中学校

※飲食店等の小規模な商業施設等については、誘導施策の中で取り扱い、対応を検討します。

### 3-2 各拠点における誘導施設の設定

#### 3-2-1 七尾駅周辺(中心都市拠点(袖ヶ江・御祓))

○中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）に位置付けられた七尾駅周辺は、七尾市の中心市街地として市内外からの利用が想定される広域機能を有する施設を設定します。

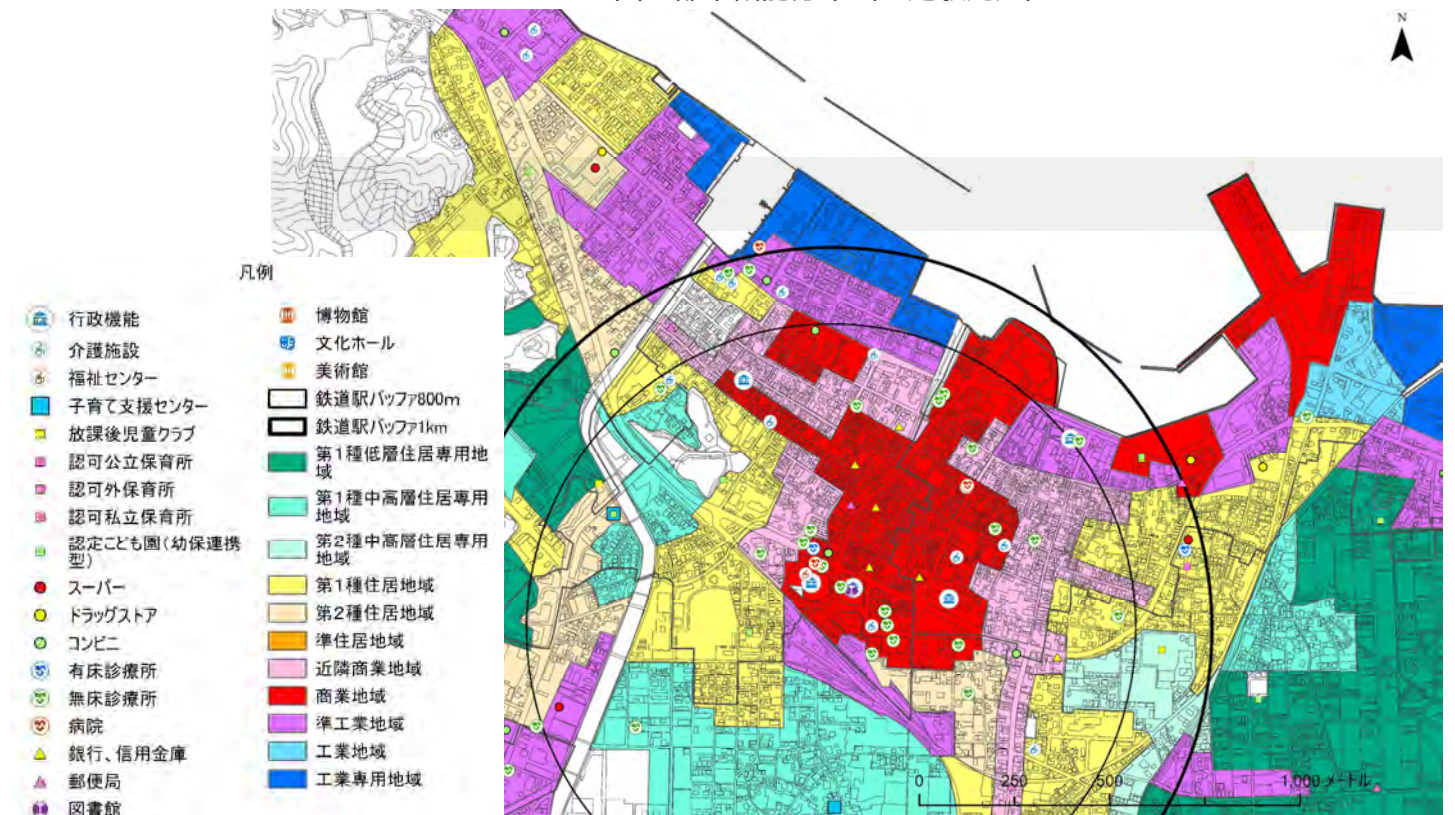
○また、まちなか居住の生活利便性に資する生活機能を有する施設についても設定します。

表 誘導施設（案）：七尾駅周辺

機能分類	広域機能 多くの人々が訪れ、市内外の広域からの利用を想定する機能	生活機能 市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能
行政機能	○市役所	×地区コミュニティセンター ※各地区に配置するものであるため設定しない
介護福祉機能	○福祉センター	×介護施設（通所型・訪問型）
子育て機能	×子育て支援センター ※各地区に配置するものであるため設定しない	×認定こども園、保育所 ※各地区に配置するものであるため設定しない
商業機能	○ショッピングセンター	○スーパーマーケット ×ドラッグストア、コンビニエンスストア ※市全域に立地しているため設定しない
医療機能	○病院	×診療所 ※市全域に立地しているため設定しない
金融機能	—	○銀行・信用金庫、郵便局 ×農協、漁協 ※利用者が限定される施設のため設定しない
教育・文化機能	○大学、専門学校、高等学校 ○博物館・美術館 ○文化ホール ○図書館	×小中学校 ※各地区に配置するものであるため設定しない

○：誘導施設に設定 ×：誘導施設に設定しない

図 都市機能分布（七尾駅周辺）



### 3-2-2 和倉温泉周辺(広域交流拠点(和倉))

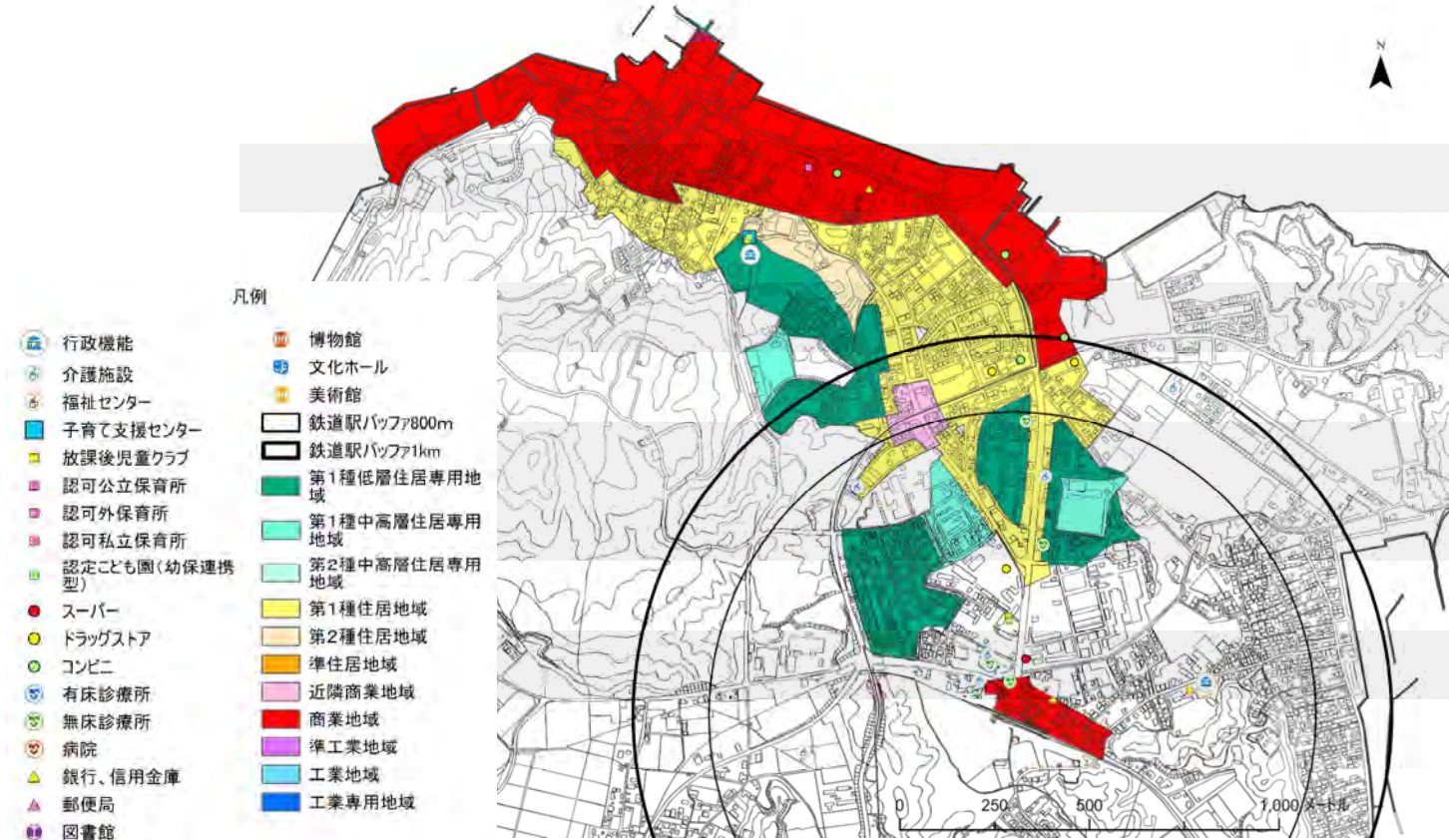
- 広域交流拠点(和倉)に位置付けられた和倉温泉周辺は、観光客が訪れるとともに市民が交流する拠点として利用が想定される広域機能を有する施設を設定します。
- また、和倉温泉街周辺の地域住民の生活を支えるとともに、温泉街の宿泊客等が利用することで成り立つ生活機能を有した施設についても設定します。

表 誘導施設(案):和倉温泉駅周辺

機能分類	広域機能 多くの人が訪れ、市内外の広域からの利用を想定する機能	生活機能 市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能
行政機能	×市役所	×地区コミュニティセンター ※各地区に配置するものであるため設定しない
介護福祉機能	×福祉センター	×介護施設(通所型・訪問型)
子育て機能	×子育て支援センター ※各地区に配置するものであるため設定しない	×認定こども園、保育所 ※各地区に配置するものであるため設定しない
商業機能	×ショッピングセンター	○スーパーマーケット ×ドラッグストア、コンビニエンスストア ※市全域に立地しているため設定しない
医療機能	×病院	×診療所 ※市全域に立地しているため設定しない
金融機能	—	○銀行・信用金庫、郵便局 ×農協、漁協 ※利用者が限定される施設のため設定しない
教育・文化機能	×大学、専門学校、高等学校 ○博物館・美術館(※お祭り会館含む) ○文化ホール ×図書館	×小中学校 ※各地区に配置するものであるため設定しない

○: 誘導施設に設定 ×: 誘導施設に設定しない

図 都市機能分布(和倉温泉駅周辺)



#### 4. 都市機能誘導区域の設定

- 都市機能誘導区域の設定基準を基に都市機能誘導区域を設定します。
- 設定基準に該当する区域に隣接する場所に誘導施設が立地している場合は、局所的に都市機能誘導区域に含めることとします。
  - ➡七尾駅周辺：恵寿総合病院が立地する準工業地域の一部を含めて設定
  - ➡和倉：お祭り会館が立地する第2種住居地域とスーパーマーケットが立地する箇所を含めて設定
- なお、区域設定にあたっては、地形地物や用途地域界により区域境界を設定します。

図 都市機能分布（七尾駅周辺）

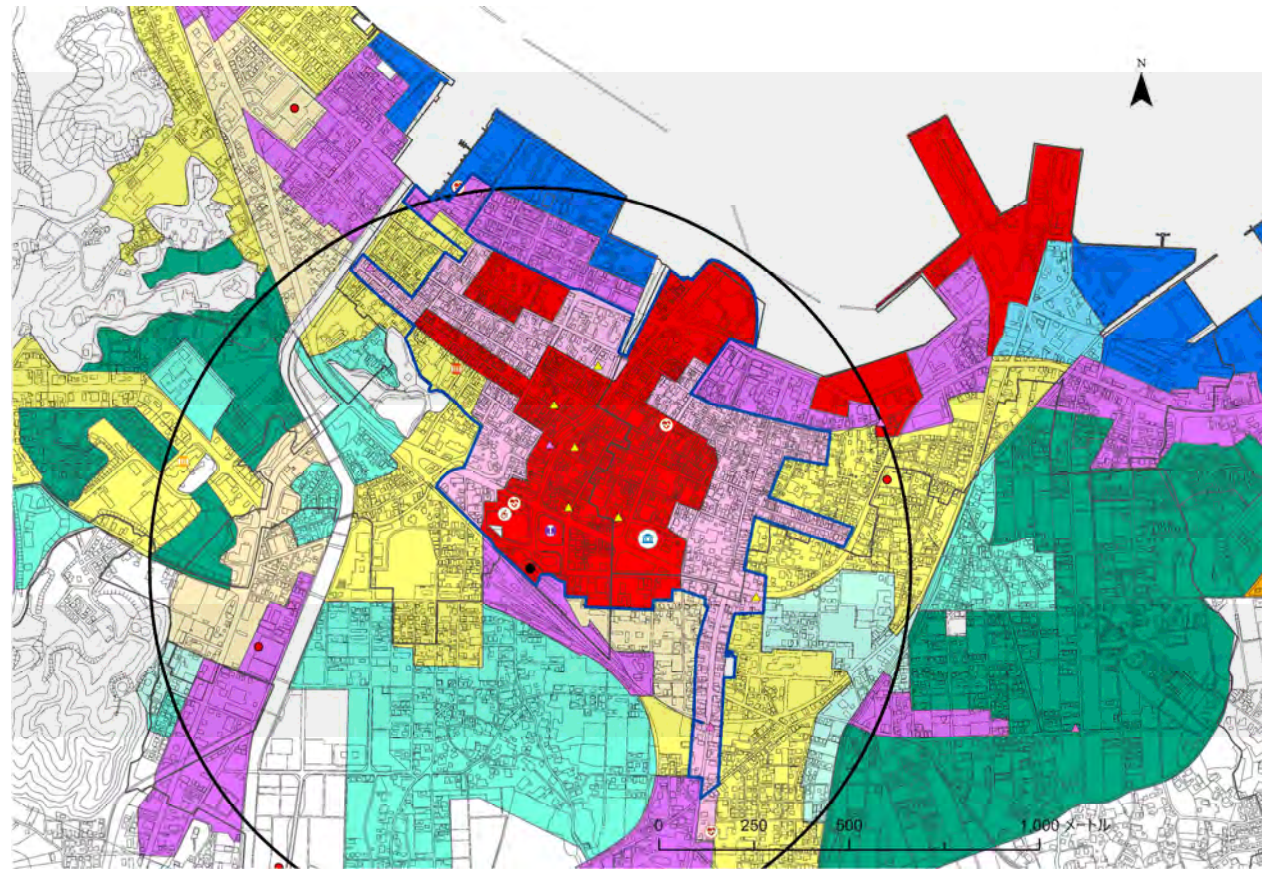
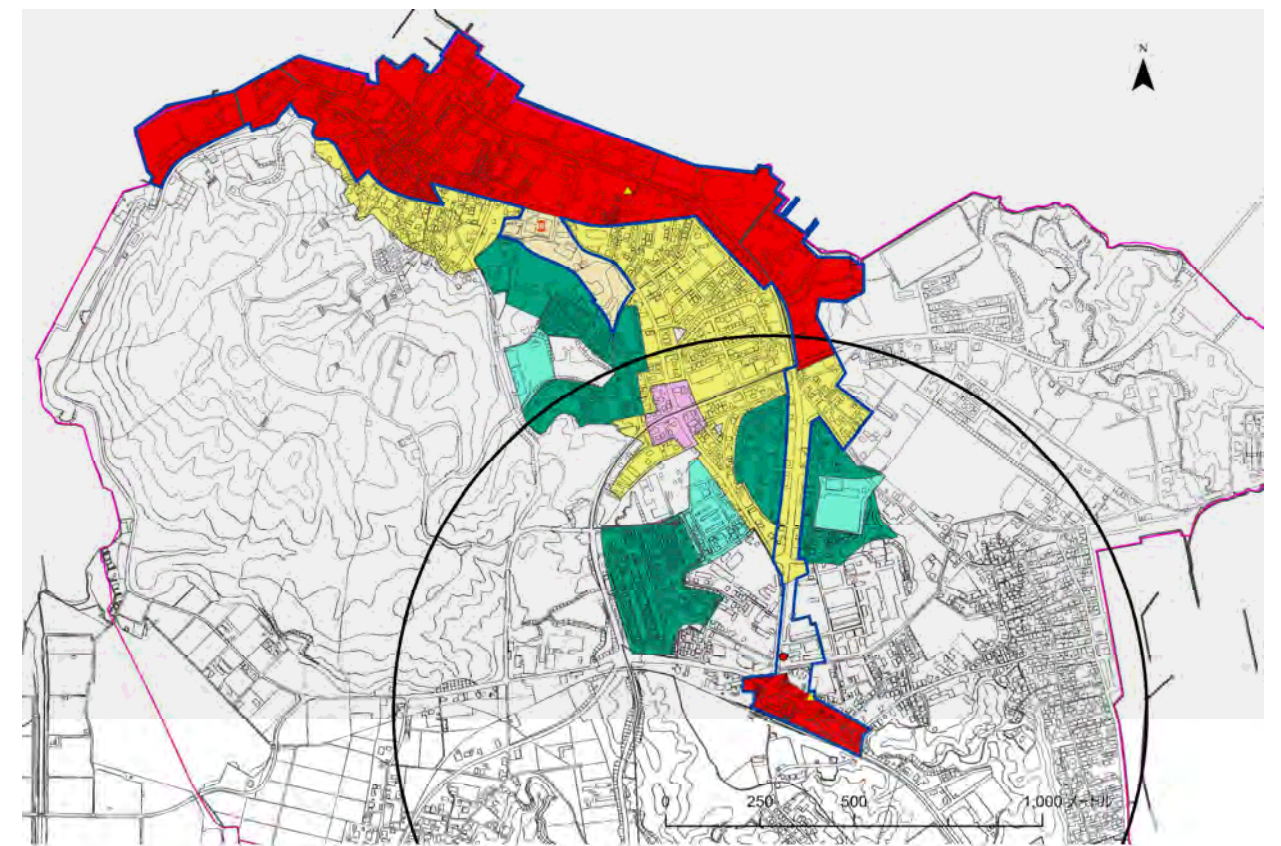


図 都市機能分布（和倉）



凡例

都市機能誘導区域	鉄道駅バッファ1km
行政機能	用途地域
介護施設	第1種低層住居専用
福祉センター	第1種中高層住居専用
スーパー	第2種中高層住居専用
有床診療所	第1種住居地域
無床診療所	第2種住居地域
病院	準住居地域
銀行、信用金庫	近隣商業地域
郵便局	商業地域
図書館	準工業地域
博物館	工業地域
文化ホール	工業専用地域
美術館	

凡例

都市機能誘導区域	鉄道駅バッファ1km
行政機能	用途地域
介護施設	第1種低層住居専用
福祉センター	第1種中高層住居専用
スーパー	第2種中高層住居専用
有床診療所	第1種住居地域
無床診療所	第2種住居地域
病院	準住居地域
銀行、信用金庫	近隣商業地域
郵便局	商業地域
図書館	準工業地域
博物館	工業地域
文化ホール	工業専用地域
美術館	

## 居住誘導区域の設定方針【立適】

立適

### 1. 居住誘導区域とは

- 居住誘導区域は、人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。
- 都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定めます。【立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）】
- 国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれるとされています。

#### ① 生活利便性が確保される区域

- 都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

#### ② 都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- 医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

※民間施設を含む都市機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となりますが、人口減少が進んでいる地域においては、実情に応じて実現可能な人口密度を設定する必要があります。

#### ③ 災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

- 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

## 2. 居住誘導区域の設定方針

### 2-1 居住能誘導区域を設定する箇所

- 立地適正化計画は、都市計画区域を対象とした計画です。したがって、居住誘導区域は、都市機能誘導区域と同様に都市計画区域内に設定します。
- 国土交通省が示す居住誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえるとともに、まちづくりの方針（ターゲット）、目指すべき都市像より、将来都市構造図に位置付けた市街地ゾーンを基本に居住能誘導区域を設定することとします。

### 2-2 居住誘導区域の設定基準

- 国土交通省が示す居住誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえて、設定基準を定めます。
- また、法令に規定されている居住誘導区域に含めてはならない区域及び都市計画運用指針に示されている居住誘導区域に含めないこととすべき区域等を踏まえて、除外基準を定めます。

#### 2-2-1 設定基準

- 七尾市における人口集積の状況や都市基盤整備の経緯などを踏まえて、以下のような4つの設定基準のいずれかに該当する区域を居住誘導区域に含めることとします。

##### 設定基準①：都市機能誘導区域

- ・都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定することとされています。このため、都市機能誘導区域は居住誘導区域に含めることとします。

##### 設定基準②：鉄道駅徒歩圏（七尾駅及び和倉温泉駅から1kmの範囲）かつ用途地域が指定された区域

- ・鉄道駅周辺は、通勤・通学に便利であり、鉄道駅の利用圏域は今後も生活利便性を確保し、居住の誘導を促進していくことが必要です。
- ・鉄道駅の利用圏のうち、これまで形成してきた市街地（用途地域）を対象とすることとし、七尾駅及び和倉温泉駅から1kmの範囲かつ用途地域が指定された区域を設定基準に定めます。

##### 設定基準③：都市基盤整備が実施されている区域（市街地開発事業施行区域・公共下水道事業認可区域）

- ・良好な都市基盤の整備が実施されている区域は、生活環境が整っているため人口減少の中でも、居住誘導を図るにあたり適していると考えられることから、市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業）が施行された区域及び公共下水道事業認可区域（七尾処理区・和倉処理区）を設定基準に定めます。

##### 設定基準④：人口が集積し生活利便性が高い区域（人口密度20人/ha以上かつ生活機能徒歩圏が5種以上重複）

- ・人口減少の中でも人口密度を維持し、将来にわたって生活機能を維持することが必要であることから、現時点で一定の人口集積がみられるとともに、複数の種類の生活機能の徒歩圏に含まれる区域を今後も持続させていくため居住誘導区域に含めます。
- ・本市の市街地の現状を踏まえて、人口密度20人/ha以上かつ生活機能徒歩圏が5種以上重複する区域を設定基準に定めます。

図 都市機能誘導区域（設定基準①）

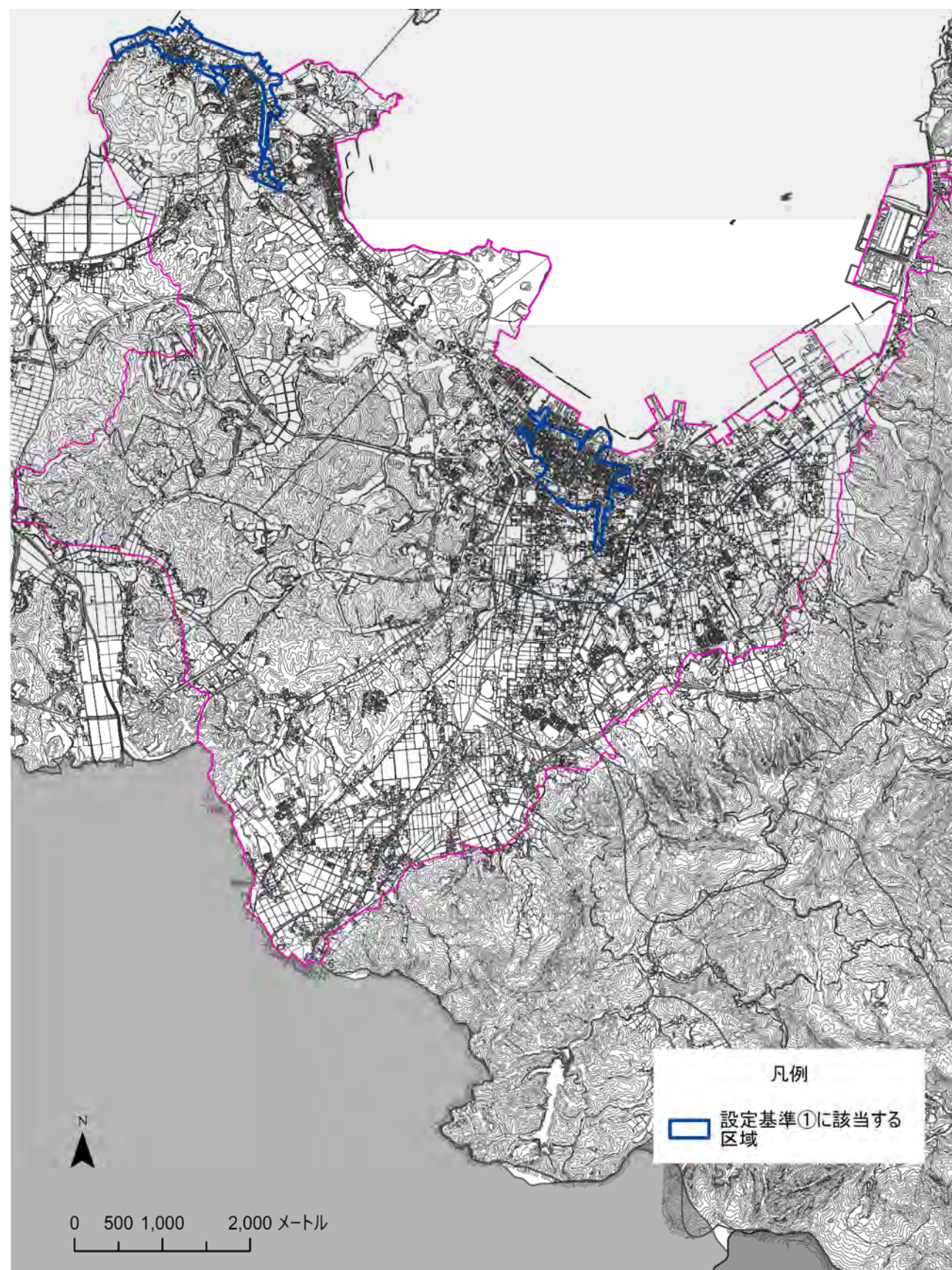


図 鉄道駅徒歩圏かつ用途地域が指定された区域（設定基準②）

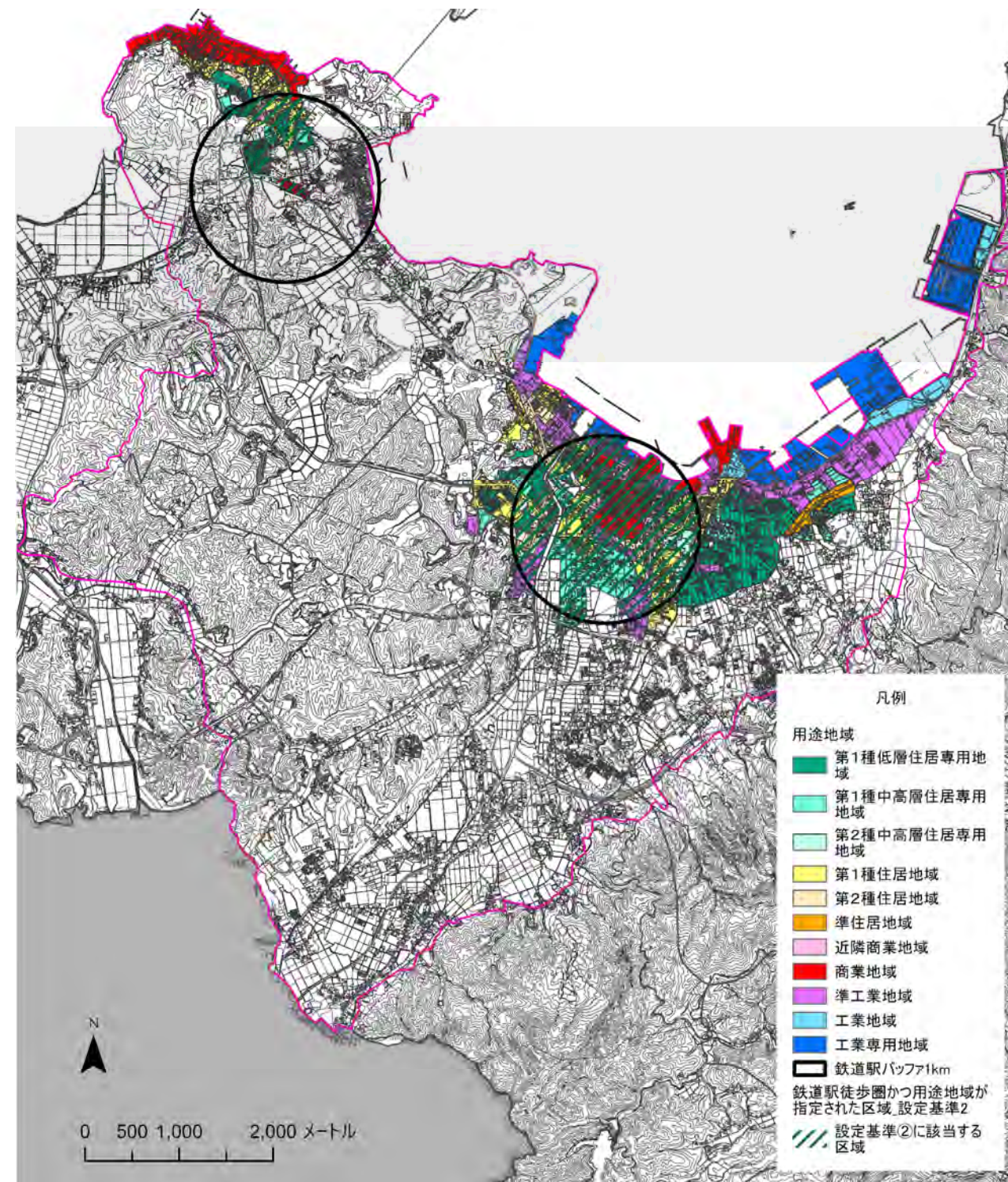


図 都市基盤整備が実施されている区域（設定基準③）

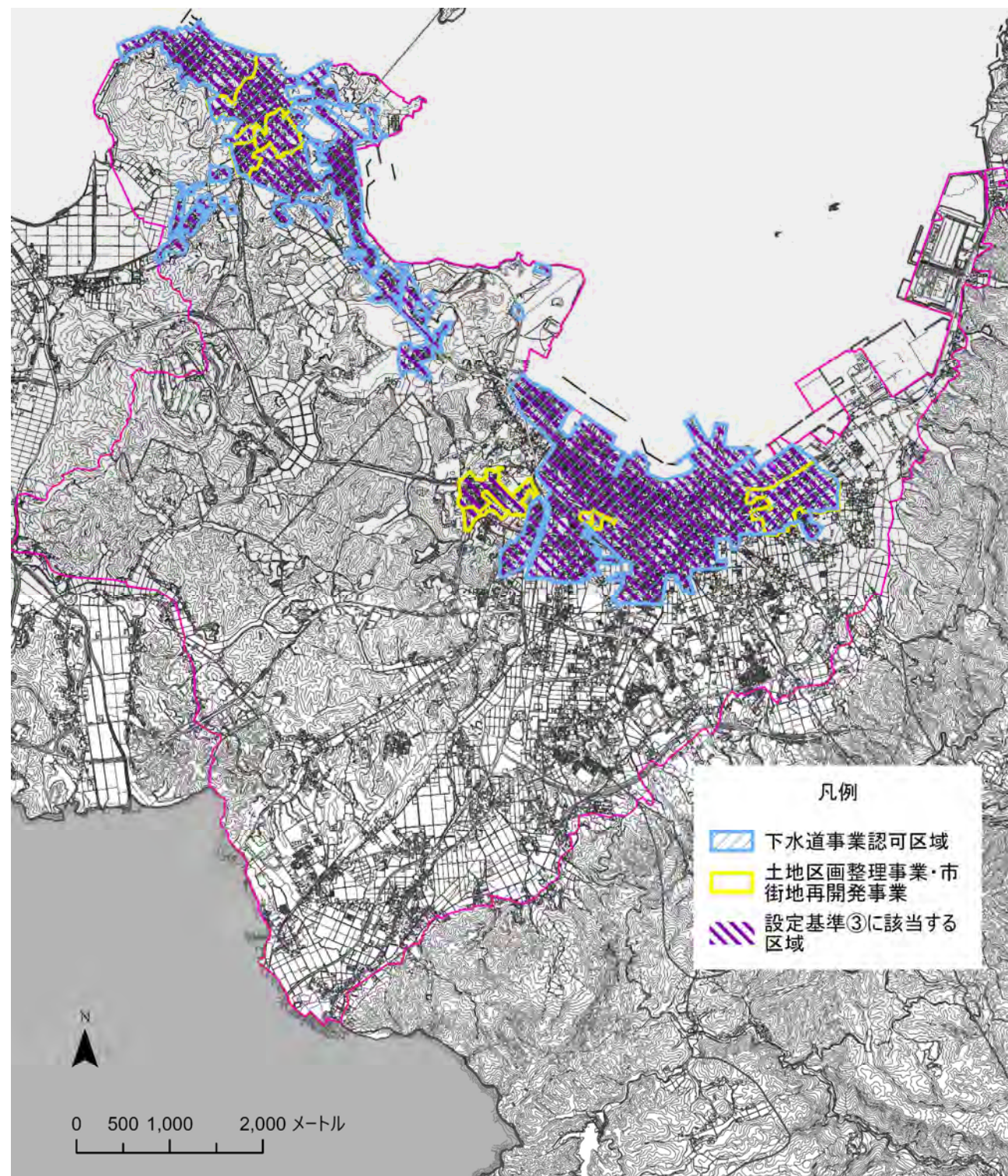


図 人口が集積し生活利便性が高い区域（設定基準④）

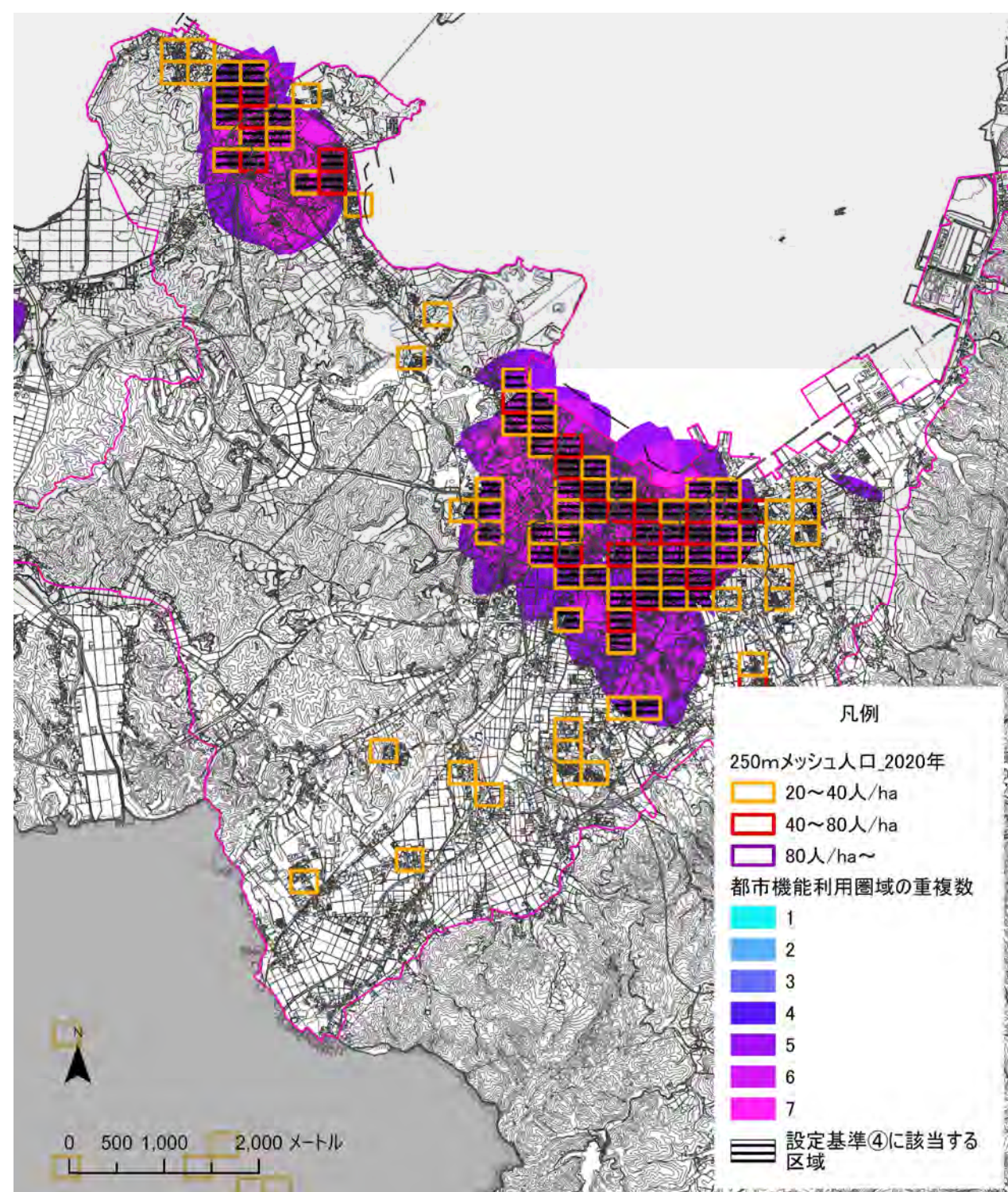
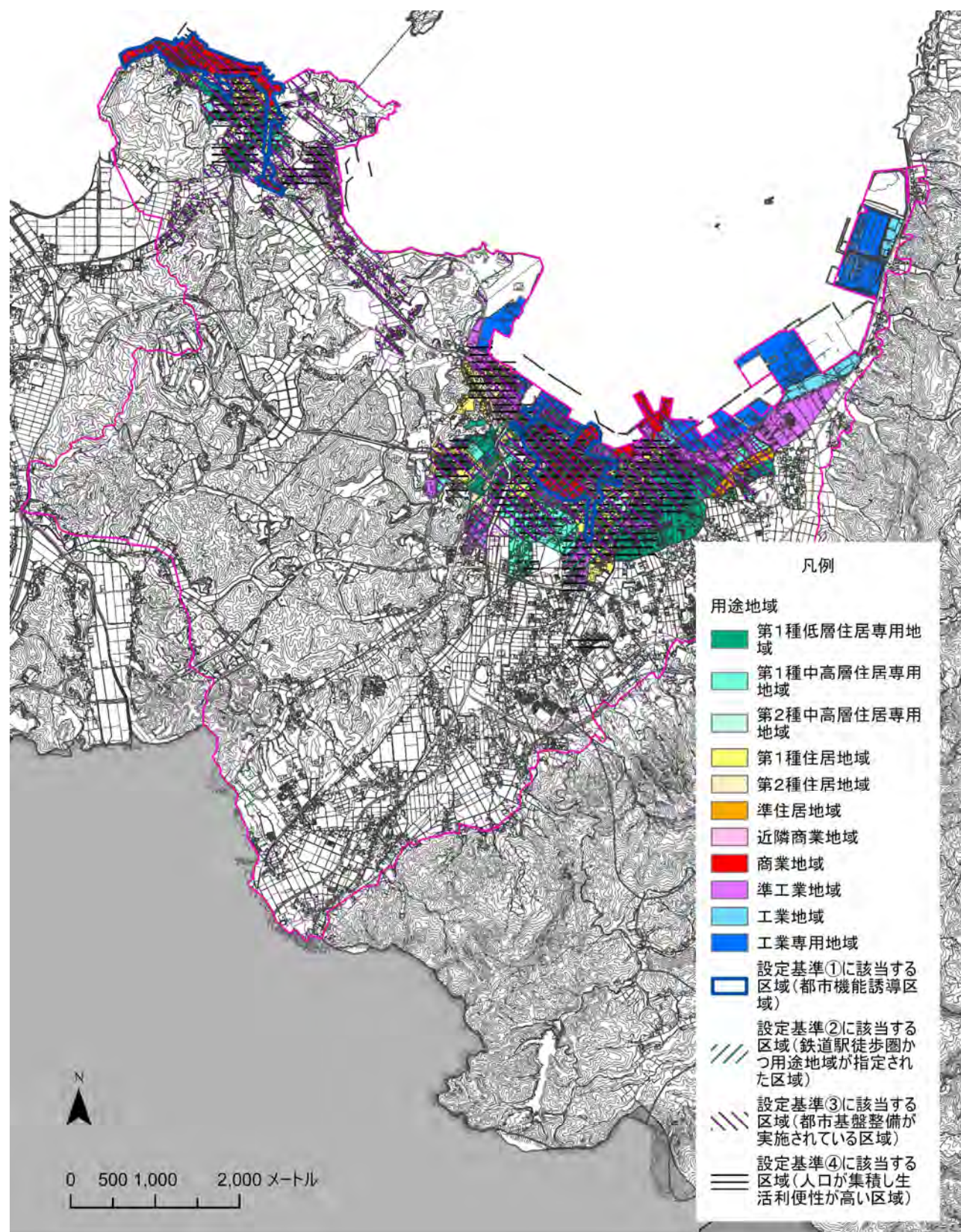


図 設定基準に該当する区域（設定基準①～④）



## 2-2-2 除外基準

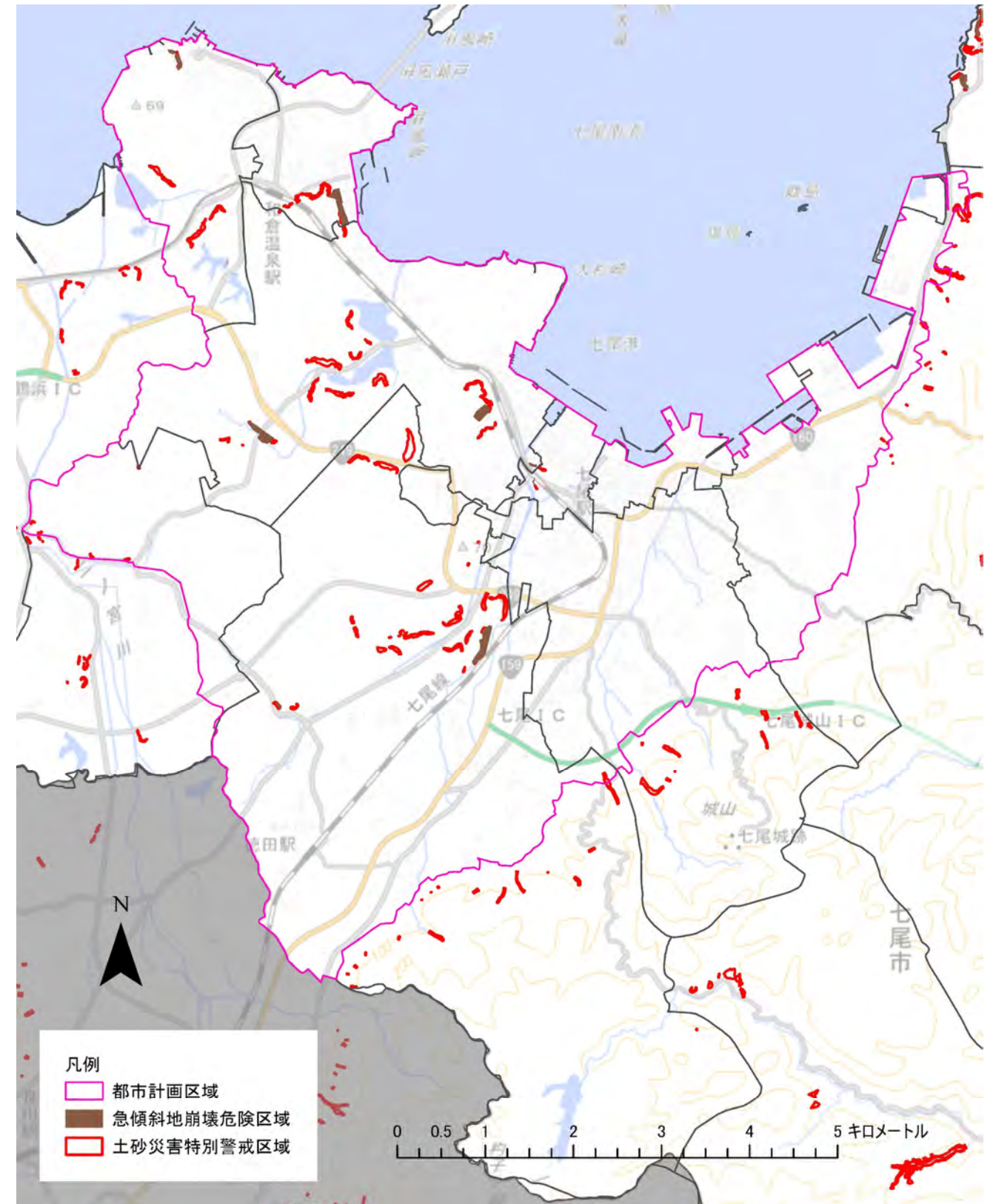
- 法令に規定されている居住誘導区域に含めてはならない区域は下表のとおりです。
- 七尾市の都市計画区域内に該当があるのは、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域です。

表 居住誘導区域に含めてはならない区域

根拠	区域
都市再生特別措置法第81条第19項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街化調整区域</li> <li>● 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域</li> </ul>
都市再生特別措置法施行令第30条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域、農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地や採草放牧地の区域</li> <li>● 自然公園法第20条第1項に規定する特別地域</li> <li>● 森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林の区域</li> <li>● 自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第25条第1項に規定する特別地区</li> <li>● 森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区、同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区</li> <li>● 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>● 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域 ※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については災害防止のための措置が講じられている区域を除く</li> <li>● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</li> <li>● 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する浸水被害防止区域</li> </ul>

※赤下線は七尾市都市計画区域内に該当があるもの

図 居住誘導区域に含めてはならない区域（七尾市都市計画区域内に該当があるもの）



○都市計画運用指針に示されている原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域は下表のとおりです。

○七尾市の都市計画区域内に該当があるのは、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、浸水想定区域となりますが、いずれも災害リスク、避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合には、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域とされています。

表 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

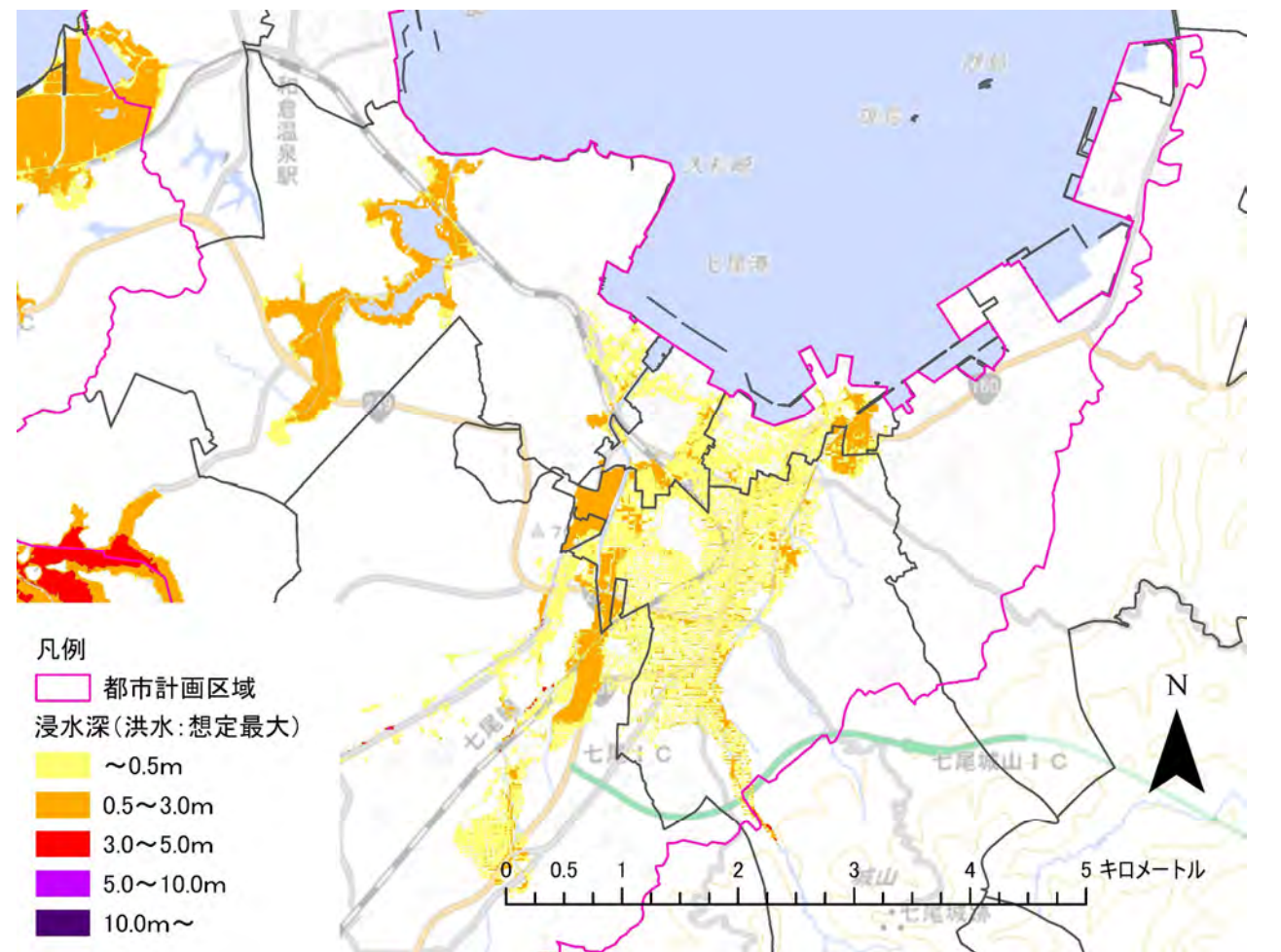
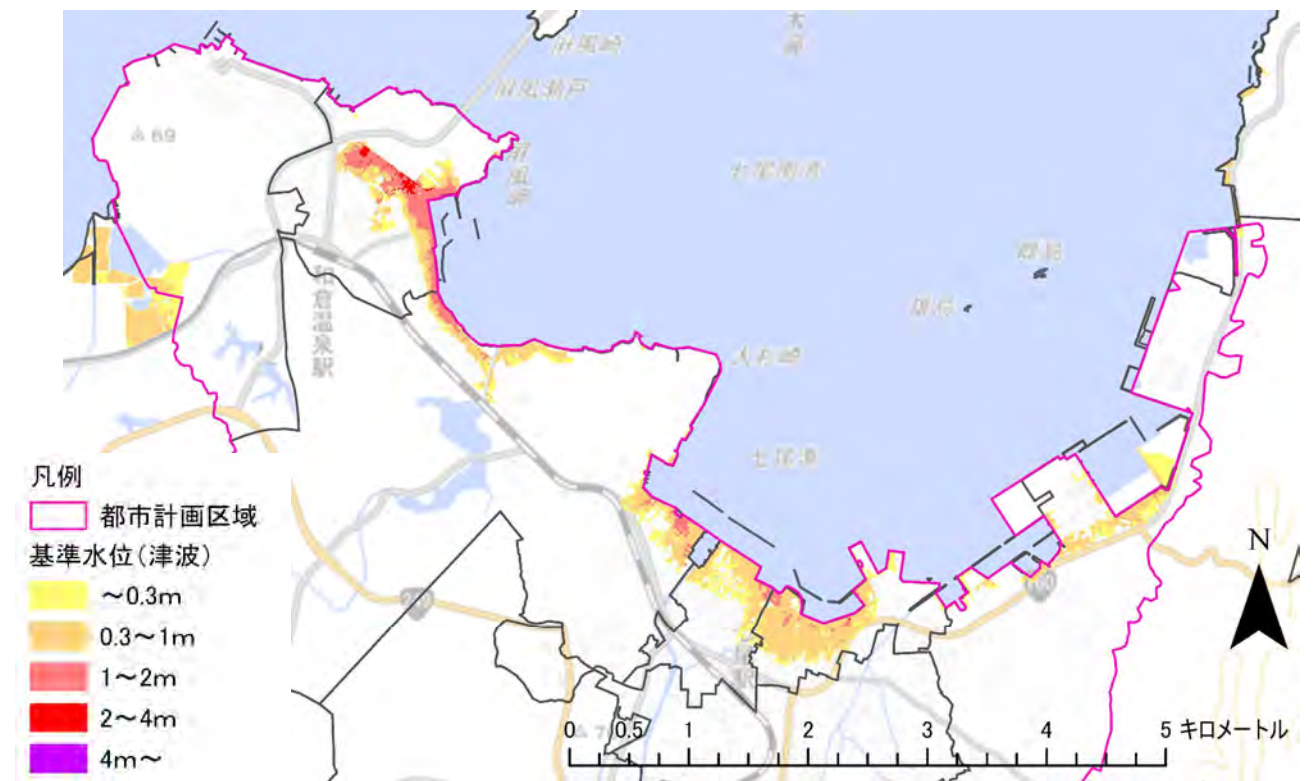
根拠	区域
都市計画運用指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域               <ul style="list-style-type: none"> <li>→津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域</li> <li>→災害危険区域（建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）</li> </ul> </li> <li>● 原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域               <ul style="list-style-type: none"> <li>→土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する<u>土砂災害警戒区域</u></li> <li>→津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する<u>津波災害警戒区域</u></li> <li>→水防法第14条第1項に規定する<u>浸水想定区域</u></li> <li>→土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第4項に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域</li> </ul> </li> </ul>

※赤下線は七尾市都市計画区域内に該当があるもの

○洪水については、七尾駅周辺等の広い範囲で浸水が想定されていますが、2階建ての建物での垂直避難が可能となる浸水深 3.0m未滿となっています。また、津波については、七尾港周辺等の七尾湾沿岸で浸水が想定されていますが、建物のほとんどが全壊するとされる浸水深 2.0m以上の津波は想定されていません。こうした水害が想定されているエリアは歴史的な成り立ちを歩んできた場所やまちづくりにおいて重要な場所を含んでいます。このため、こうしたエリアにおいては、**適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備などを総合的に勘案し、居住誘導区域に含めることとします。**

○土砂災害については、洪水・津波等の水害と比較して、災害時の影響範囲が限られる一方、発災時には人的被害等が発生するおそれがあります。土砂災害警戒区域は、居住誘導区域に含めてはならないとされる土砂災害特別警戒区域と一体的に設定されることがほとんどであるため、あわせて居住誘導区域から除外します。

図 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（七尾市都市計画区域内に該当があるもの）

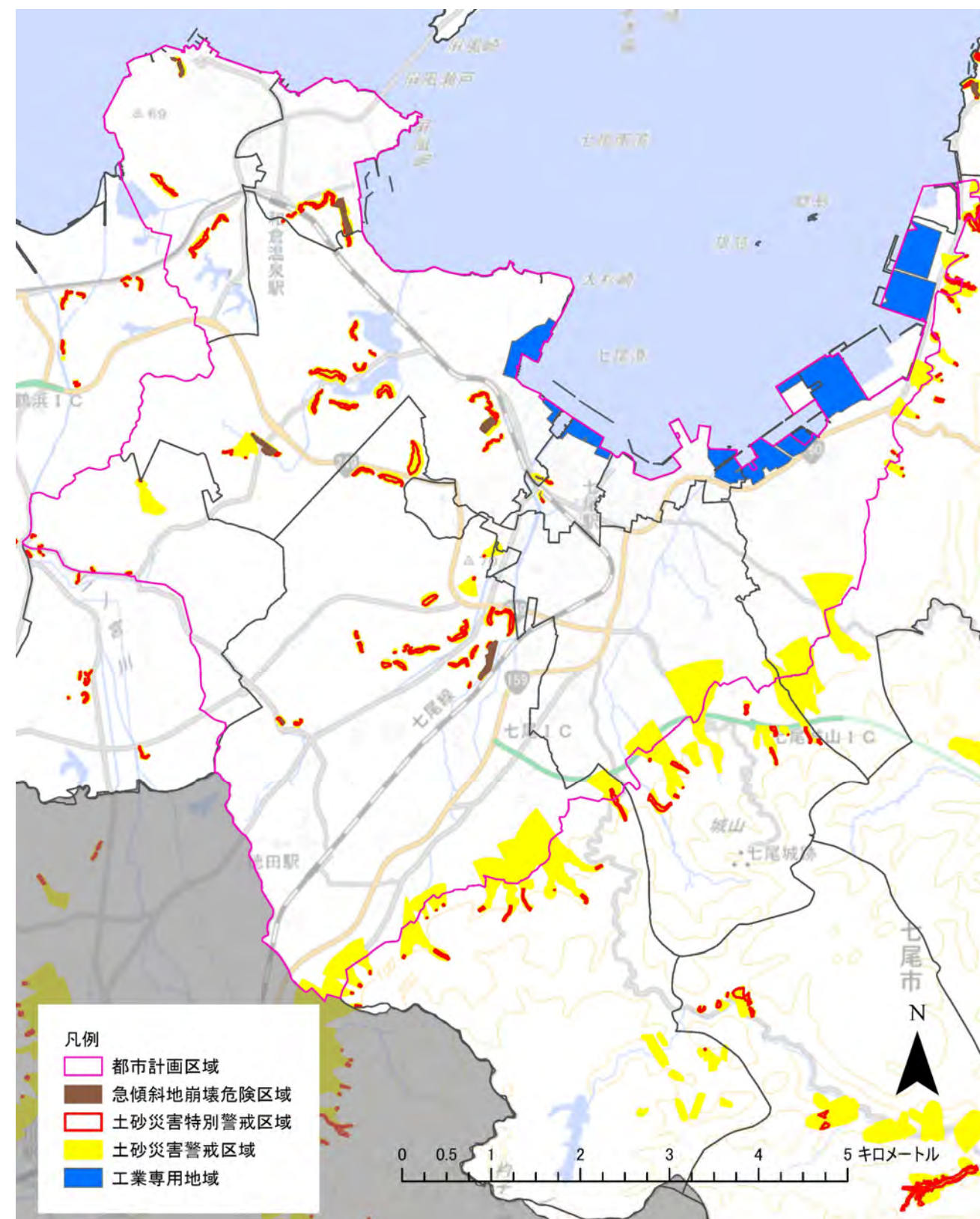




○以上より、除外基準を以下のように設定します。

	区分	根拠法令等	法令・都市計画運用指針の考え方	除外基準
水害	洪水浸水想定区域	水防法	災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき（都市計画運用指針）	居住誘導区域に <b>含める</b>
	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律		
土砂災害	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		居住誘導区域に含まない区域とする（都市再生特別措置法施行令第30条）
	土砂災害特別警戒区域	同上		
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
その他	工業専用地域	都市計画法	を居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい（都市計画運用指針）	居住誘導区域に <b>含めない</b>

図 居住誘導区域に含まない区域



### 3. 居住誘導区域の設定

- 居住誘導区域の設定基準に該当する区域から除外基準に該当する区域を除外して居住誘導区域を設定します。なお、区域設定にあたっては、地形地物や用途地域界により区域境界を設定します。
- なお、具体的な区域境界の設定については、都市機能誘導区域及びその周辺のまとまりのある市街地であり、住宅地としての土地利用が想定されることに留意します。

図 設定基準と除外基準の重ね合わせ

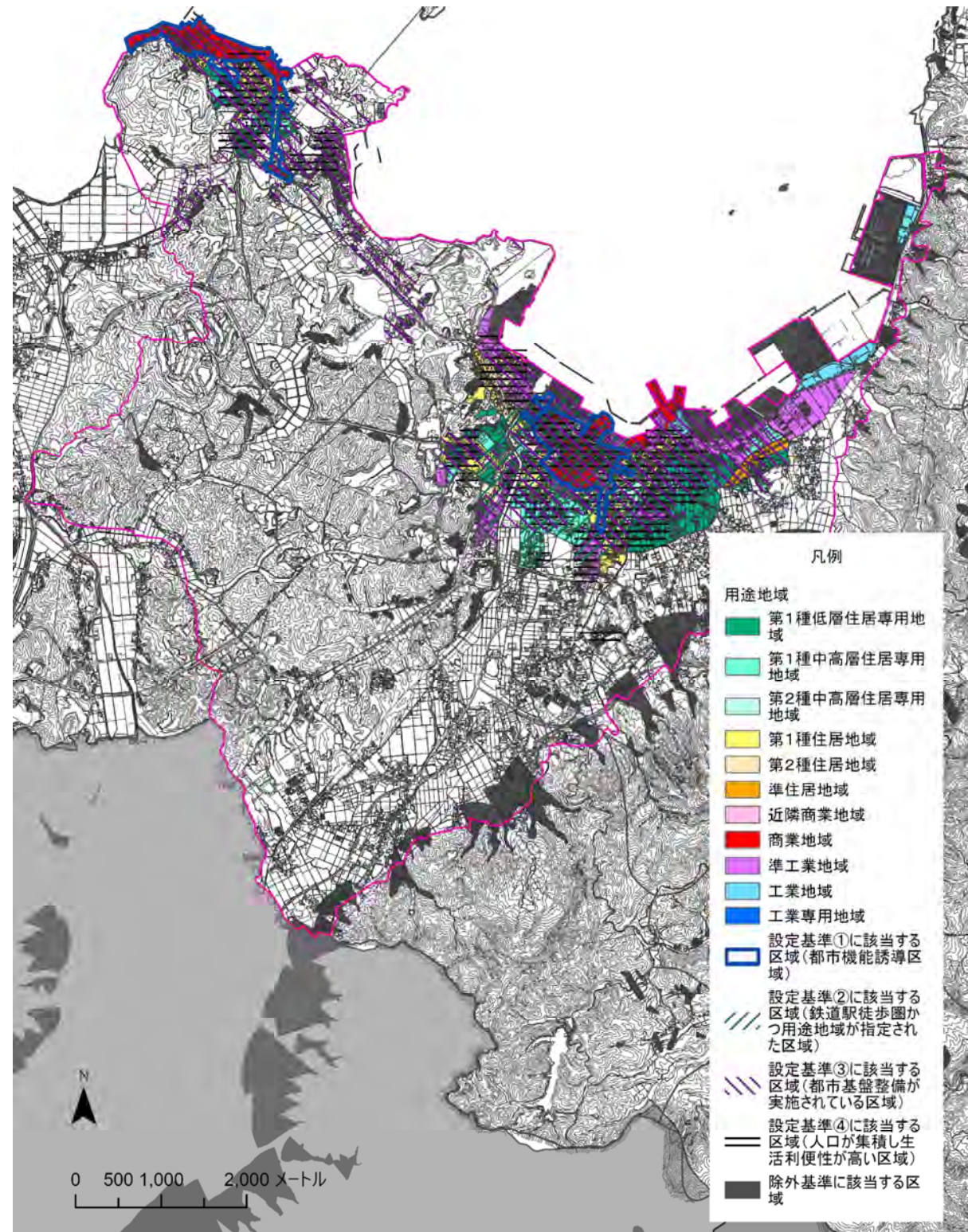


図 設定基準と除外基準の重ね合わせ(七尾)

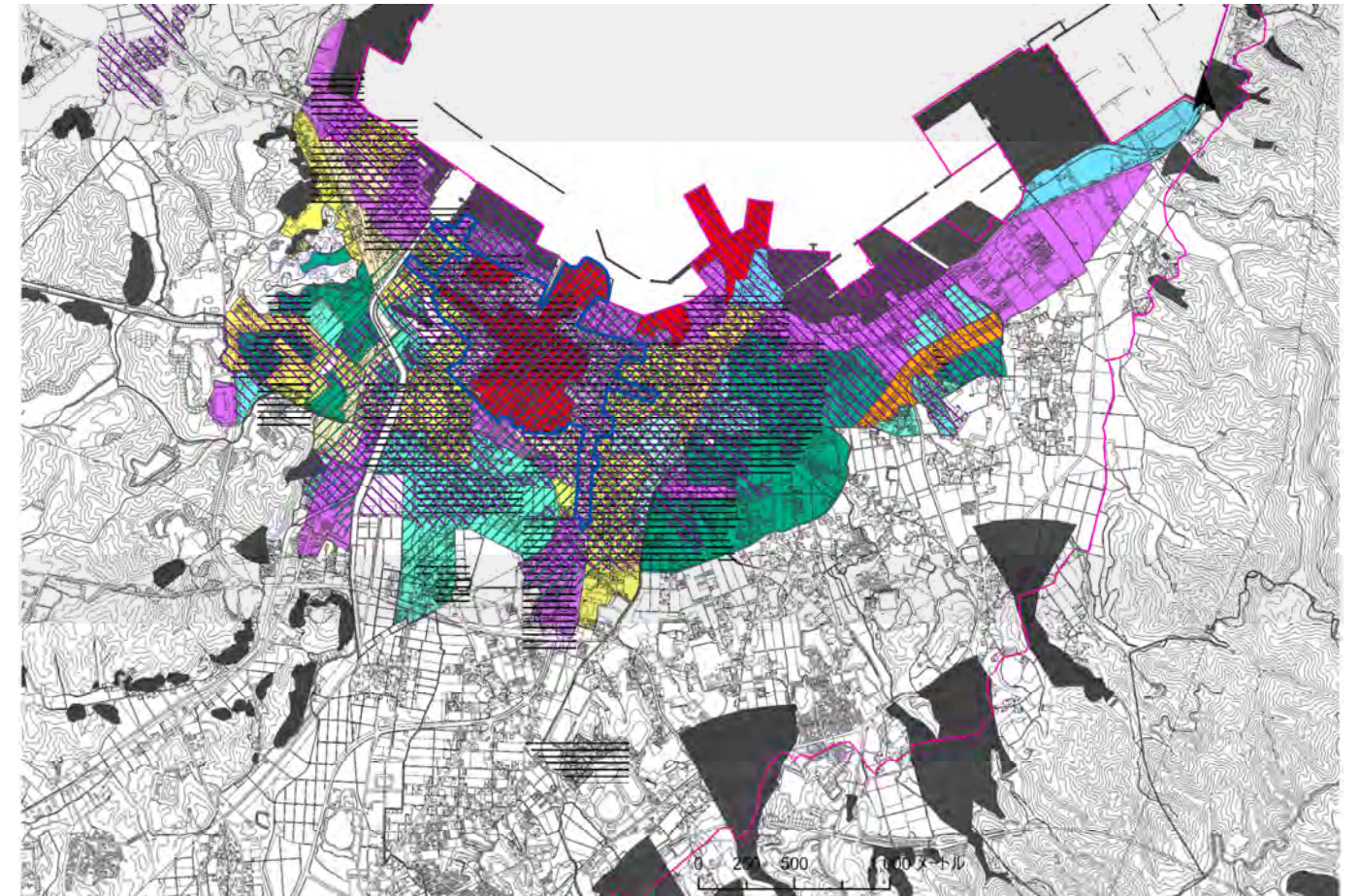
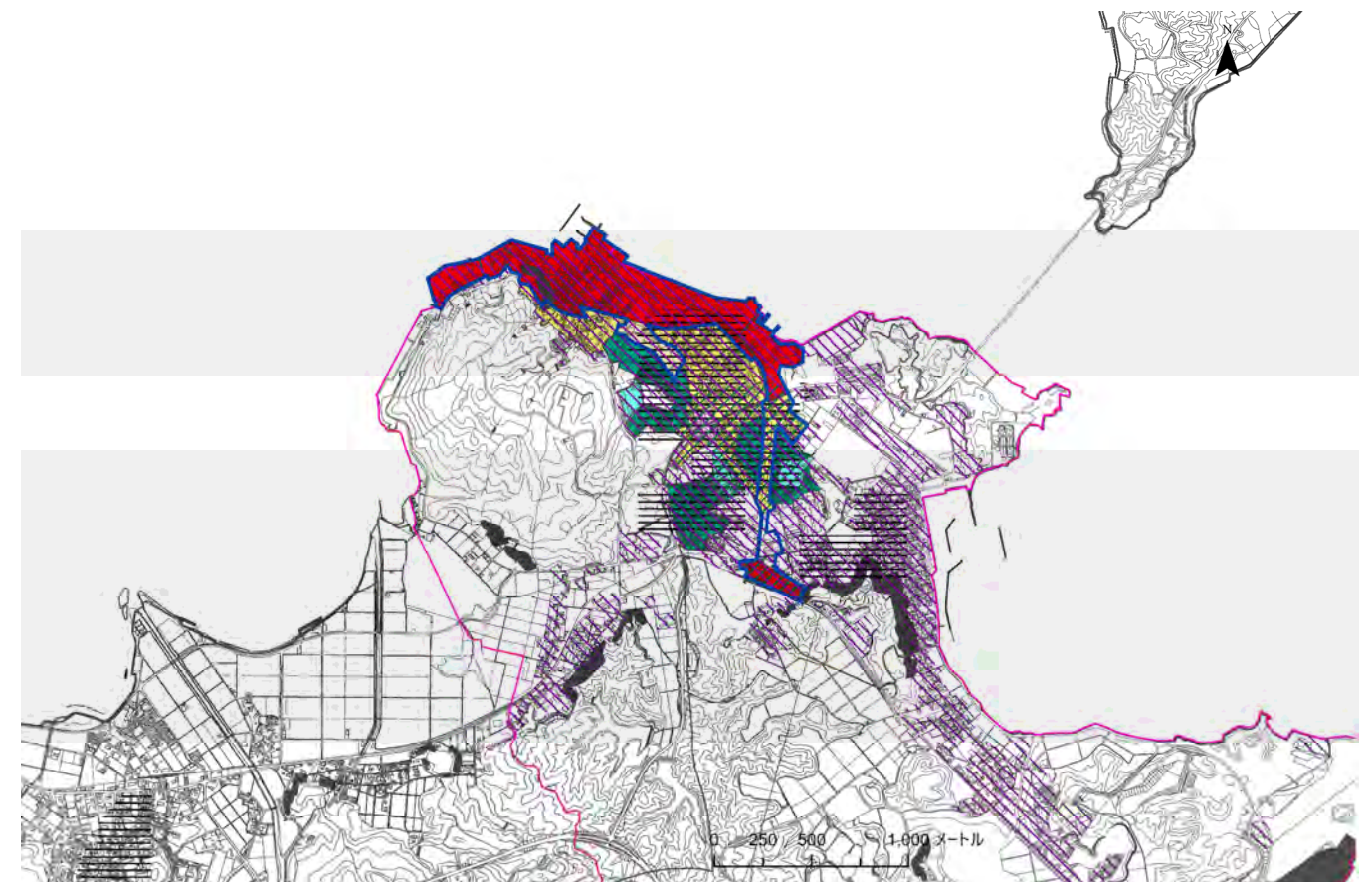
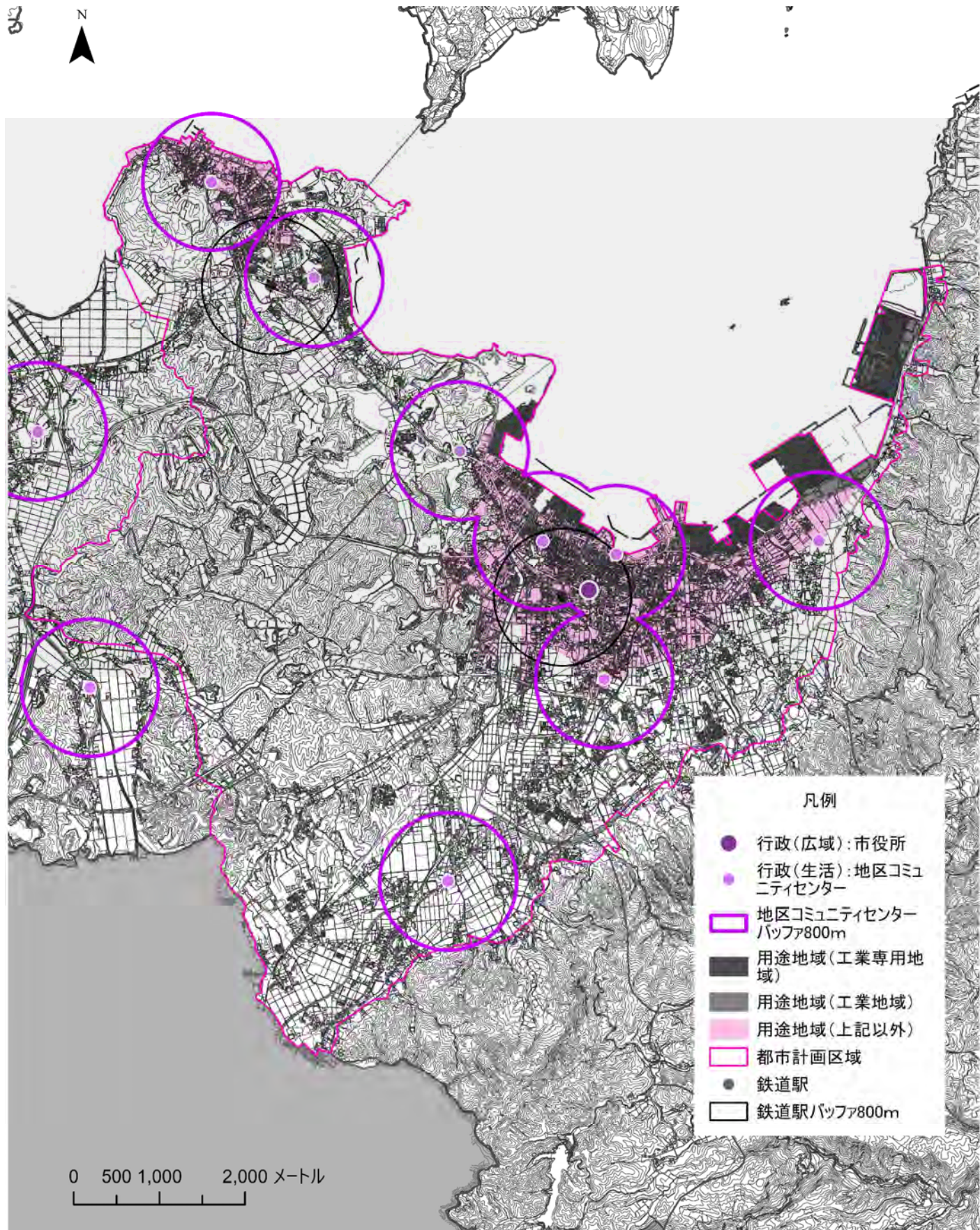


図 設定基準と除外基準の重ね合わせ(和倉)

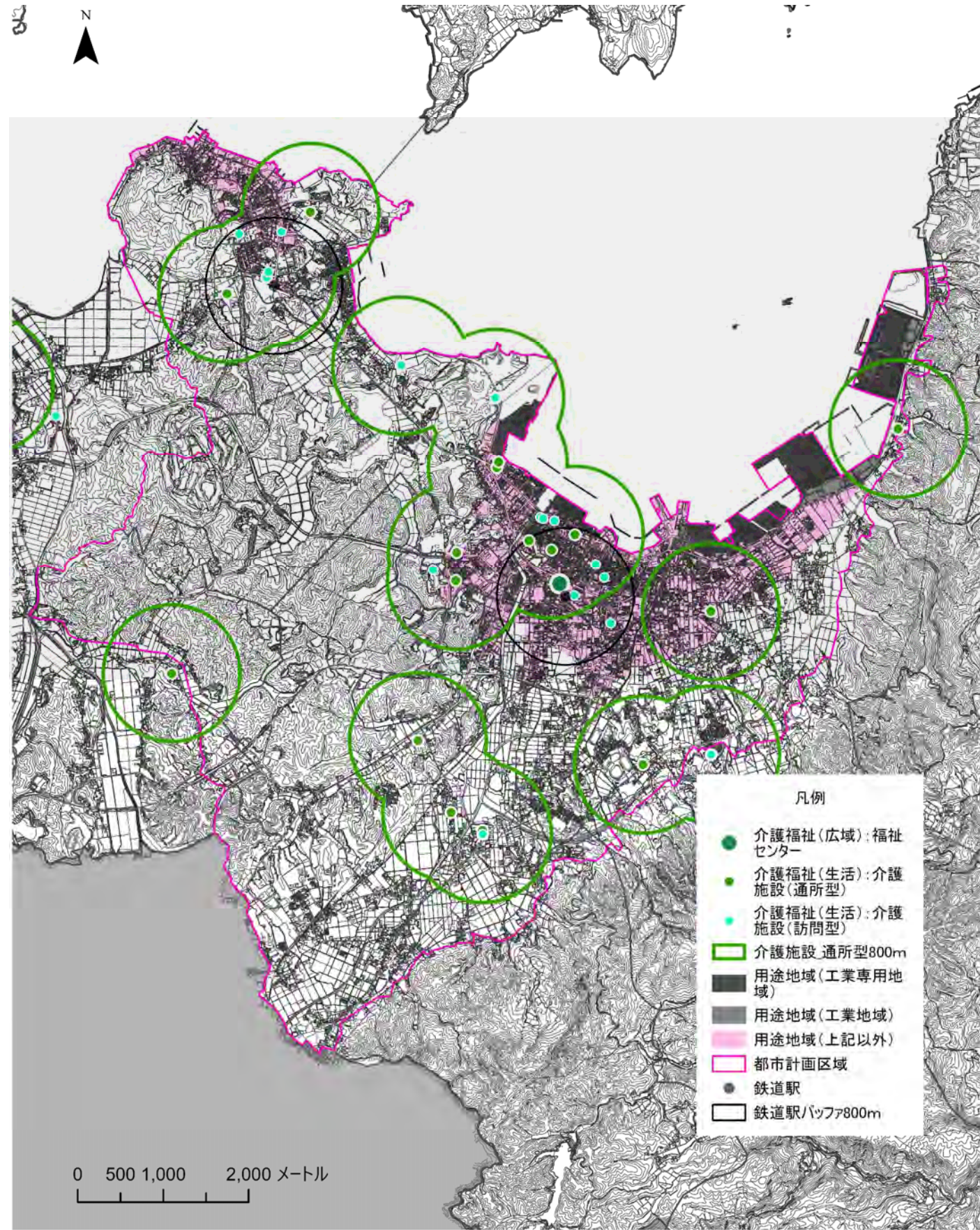


(参考) 生活利便性評価の検討【立適】

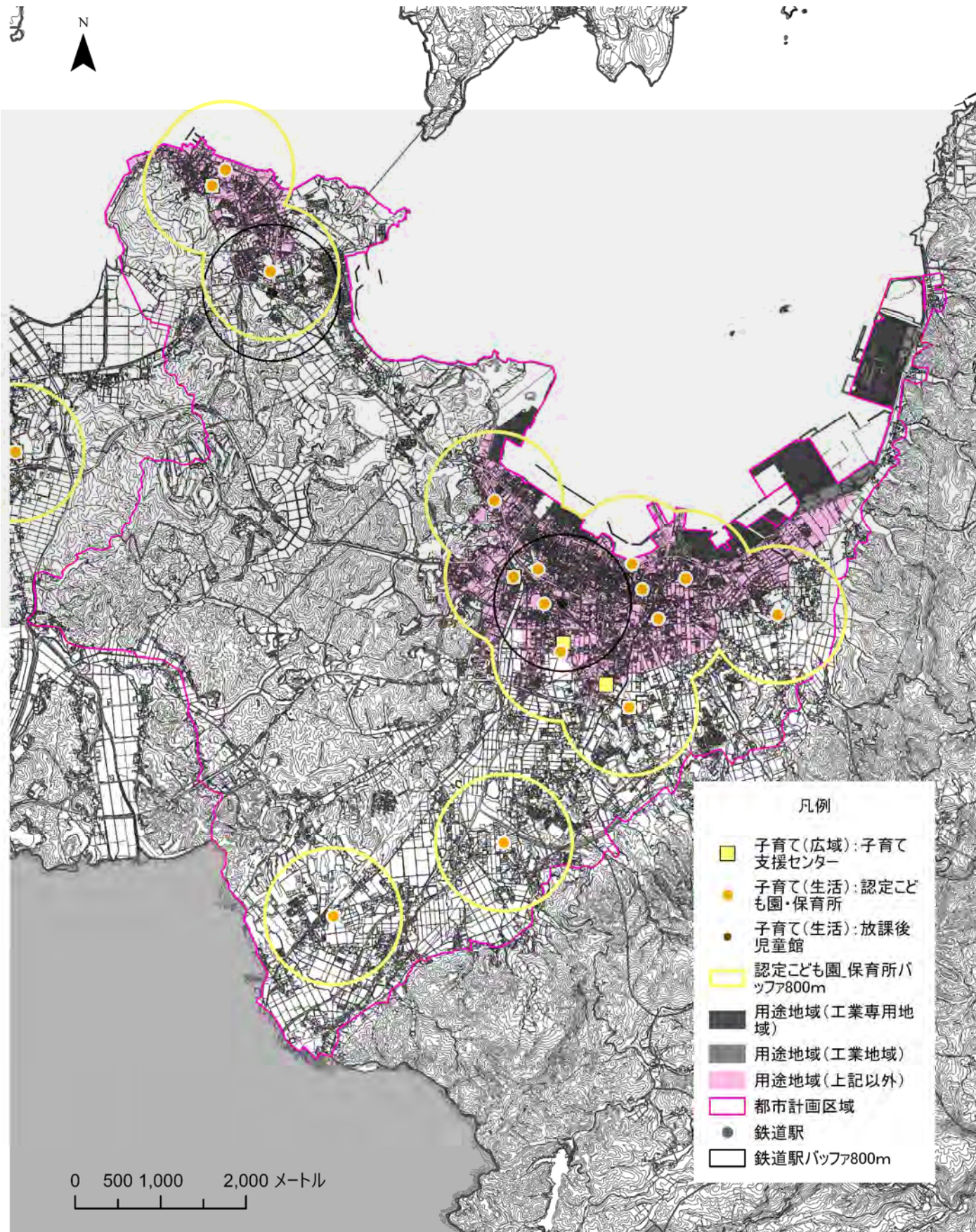
【行政機能】



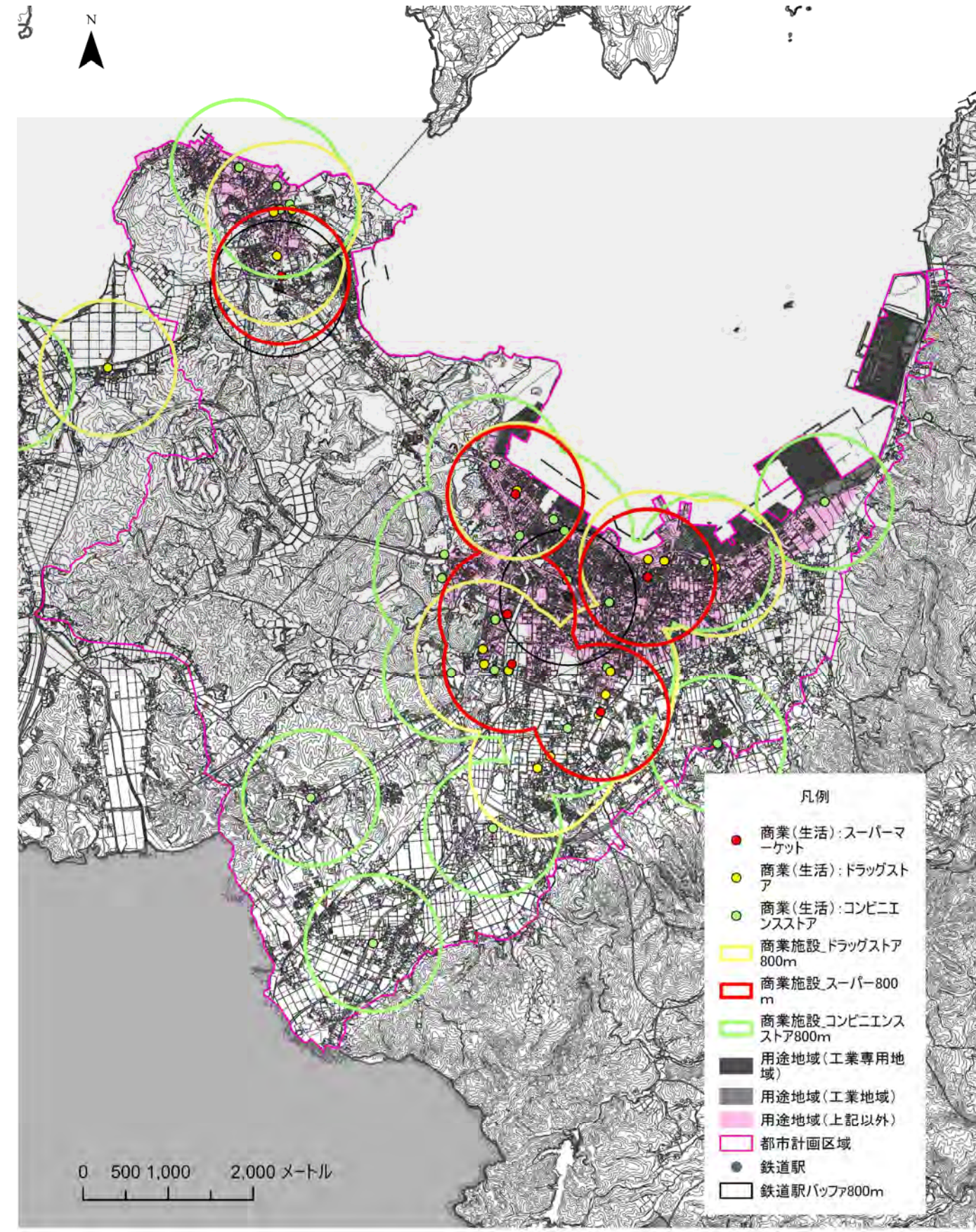
【介護福祉機能】



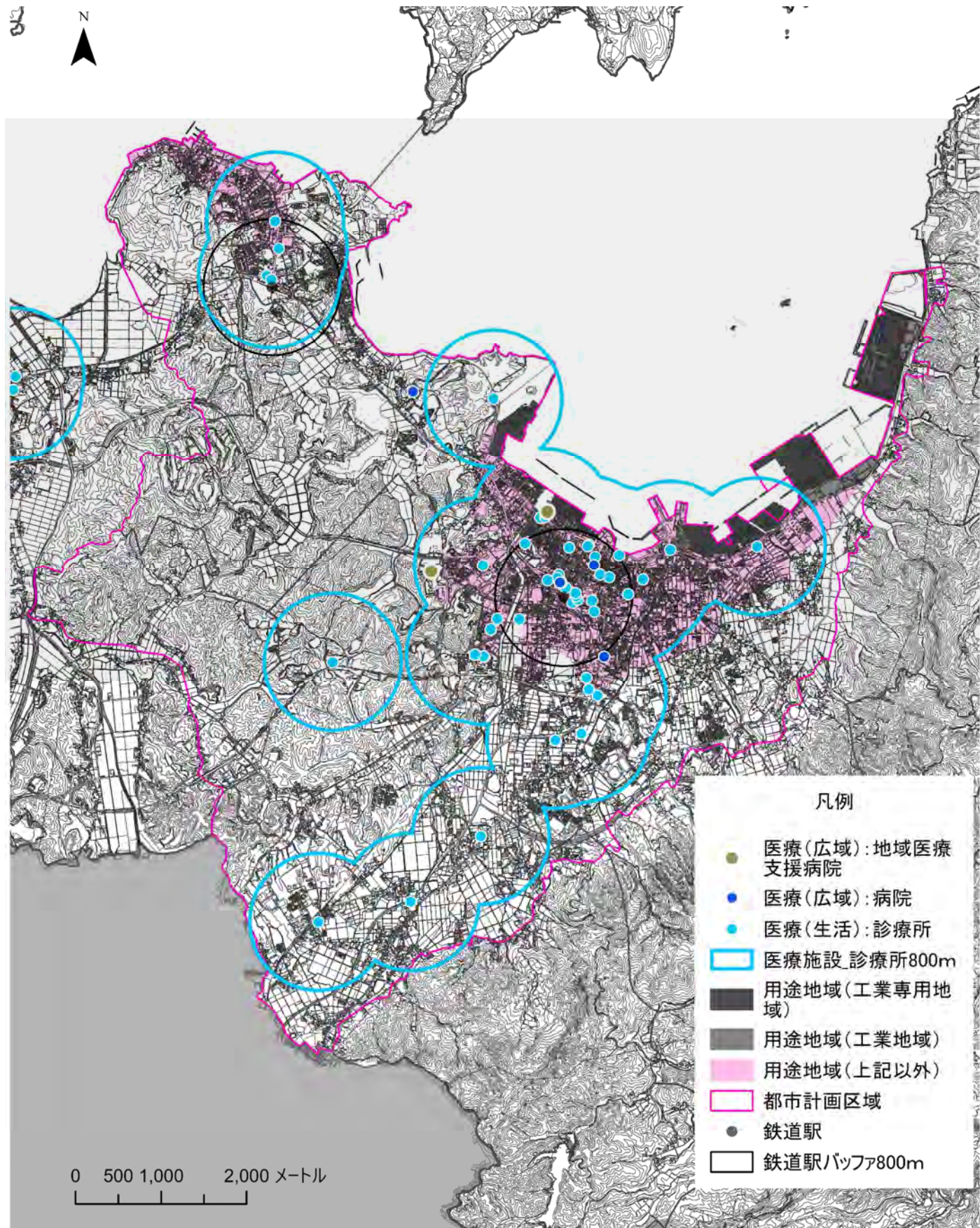
【子育て機能】



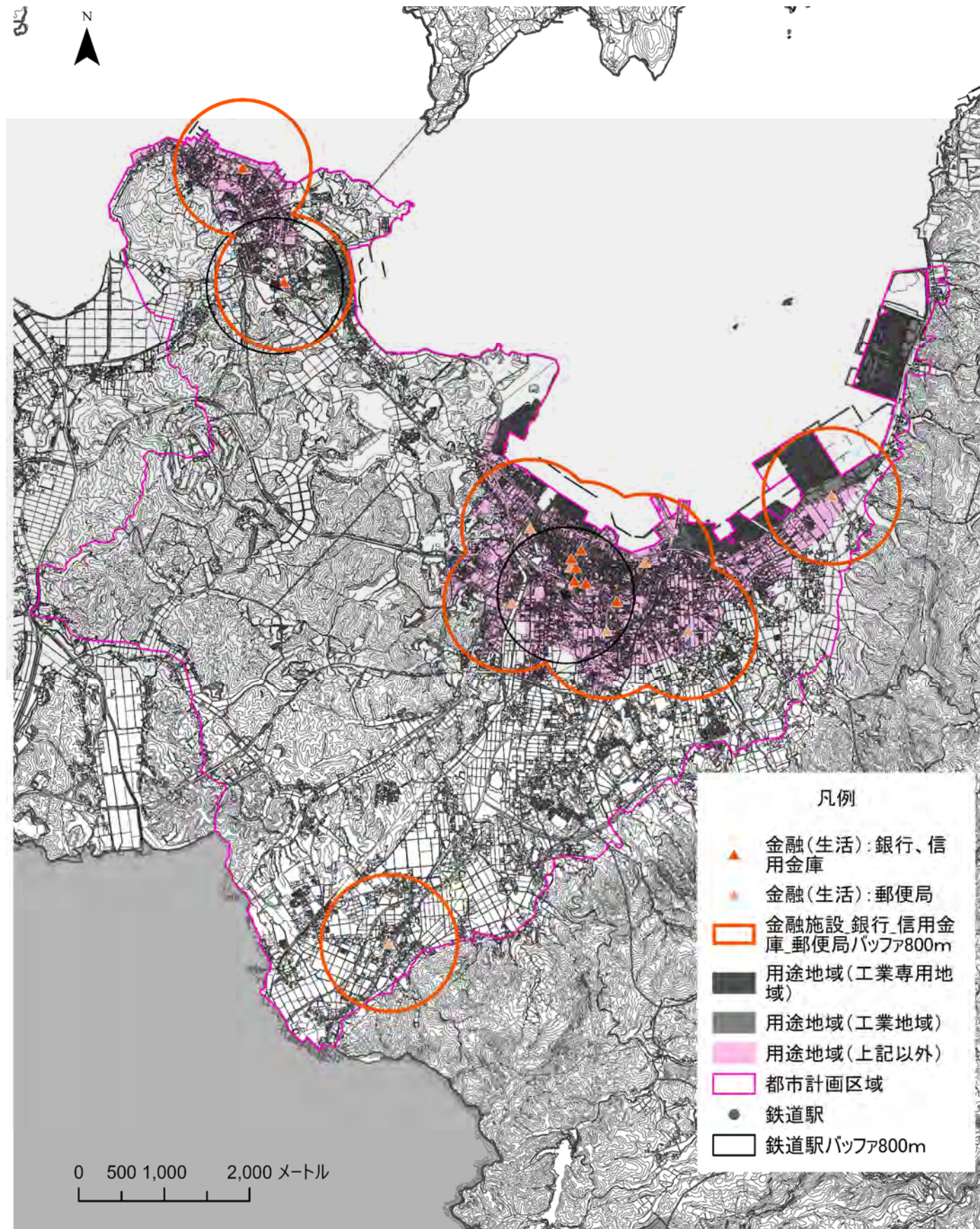
【商業機能】



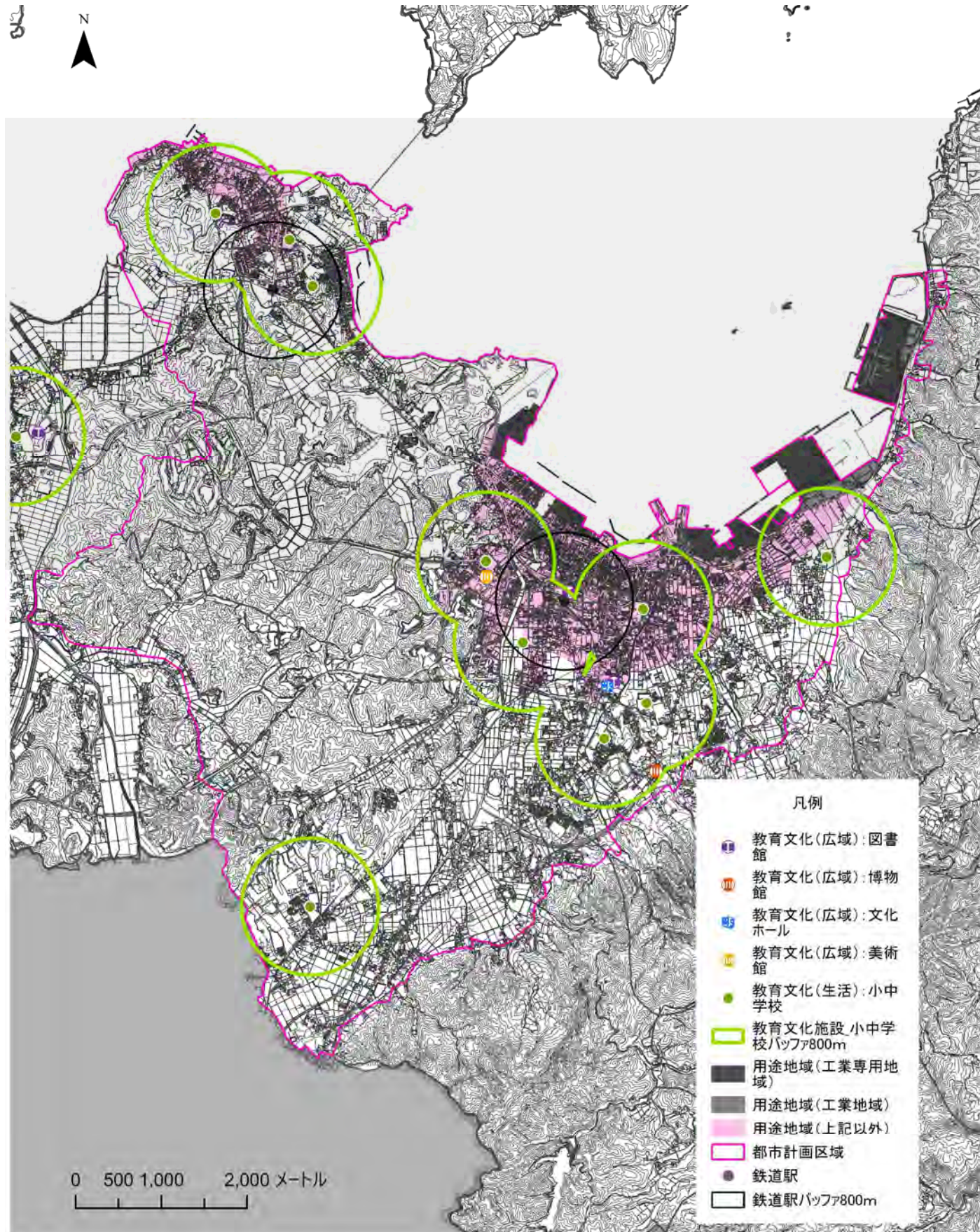
【医療機能】



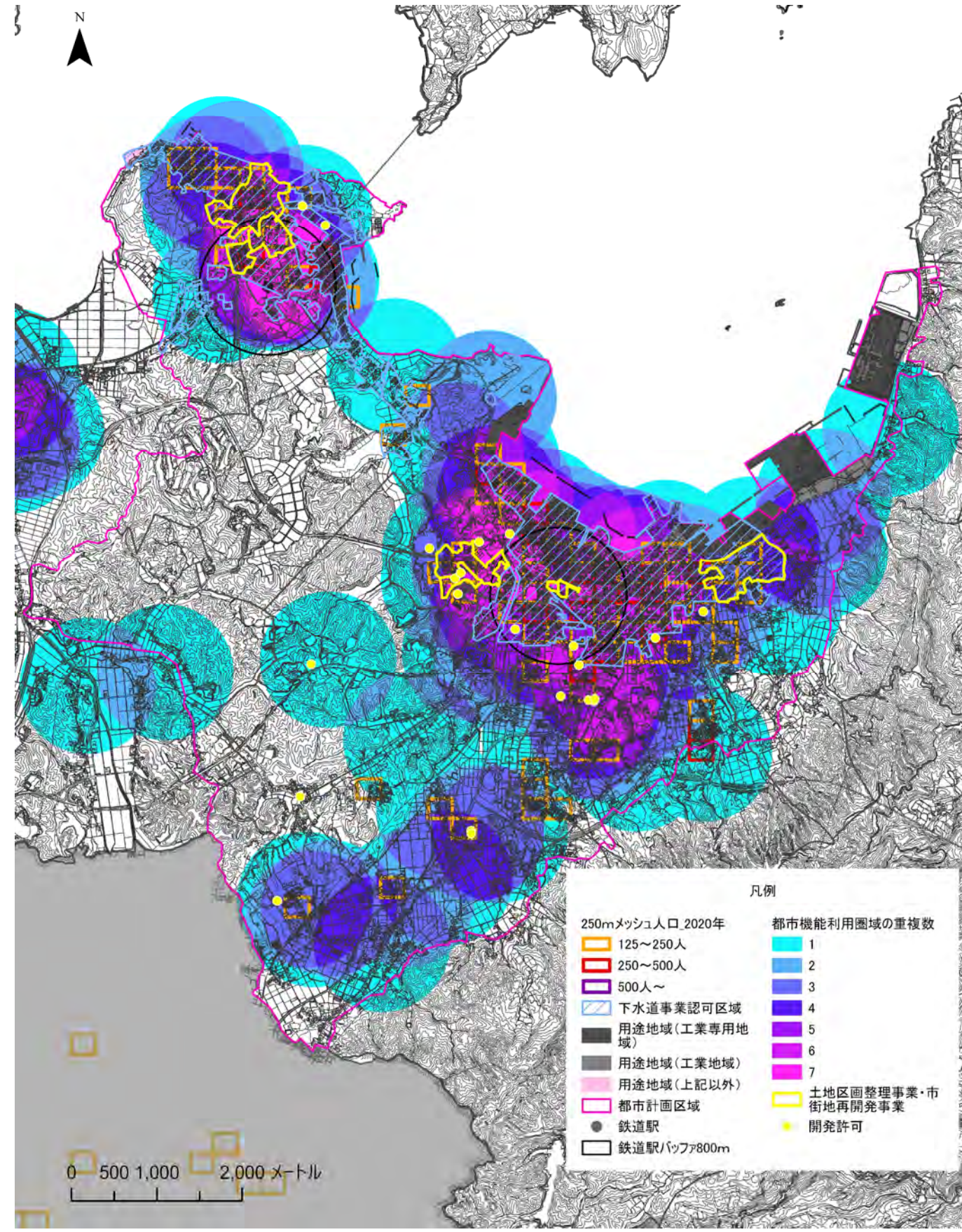
【金融機能】



【教育・文化機能】



【生活機能生活圏域】





4. 防災指針【立適】

4-1 災害ハザード情報の整理

○七尾市においては、洪水、津波等の浸水や土砂災害、地震による災害ハザード情報が公表

種別	災害ハザード情報	備考
洪水	想定最大規模・計画規模：R1（水位周知河川） ・浸水想定区域（浸水深）  想定最大規模：R5（水位周知河川以外の小規模河川） ・浸水想定区域（浸水深） ・浸水想定区域（浸水継続時間） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	熊木川、御碓川、二宮川の浸水想定区域 想定最大規模の浸水想定区域（浸水深）は、水位周知河川以外の浸水想定区域を追加 ※浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域は、水位周知河川以外の河川は未公表
津波	・津波災害警戒区域：R5	
内水	・内水浸水想定区域	七尾市が今年度検討予定
ため池	・ため池浸水想定区域：H26	
土砂災害	・土砂災害(特別)警戒区域：R4 ・地すべり防止区域：R3 ・急傾斜地崩壊危険区域：R3	
地震	・液状化危険度	

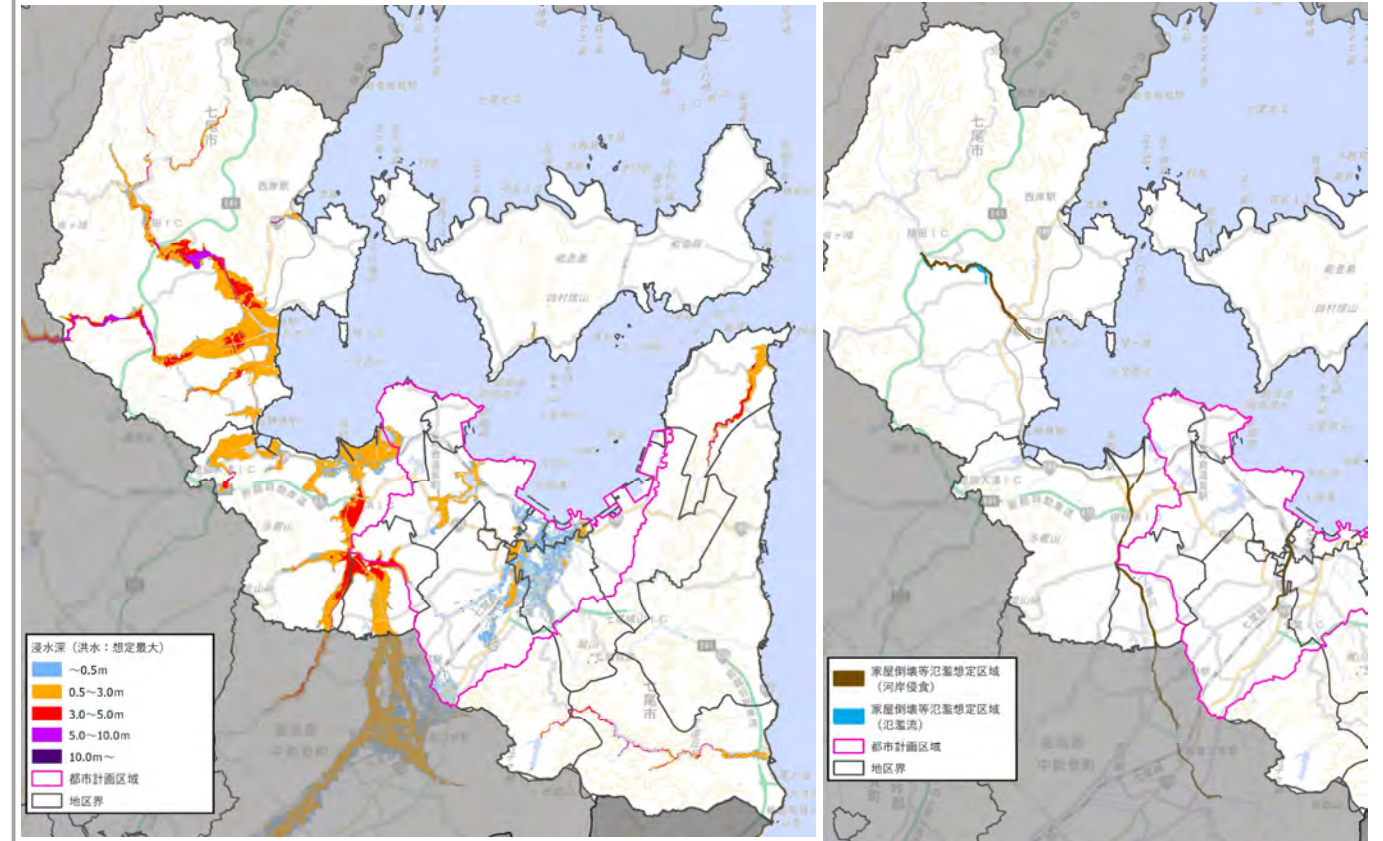
4-2 災害リスク分析の方針

- 災害ハザードの状況を踏まえて分析の視点を設定
- 分析の視点を基に災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、各種災害ハザード情報ごとに災害リスクを分析
- 災害リスク分析は、都市情報の整備状況を踏まえて市全域と市街地で分析を実施

4-2-1 洪水

災害ハザード状況 ※想定最大規模

- ・想定最大規模の降雨による洪水では、広い範囲で浸水が想定
- ・2階への垂直避難が困難となる浸水深3.0m以上の浸水が一部で見られる
- ・河岸侵食や氾濫流により家屋への被害が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域が河川沿線を中心に指定
- ・浸水が3日以上継続する箇所は想定されていない



資料：石川県資料  
図 洪水浸水想定区域（浸水深）

資料：石川県資料  
図 洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）

災害リスク分析の方針

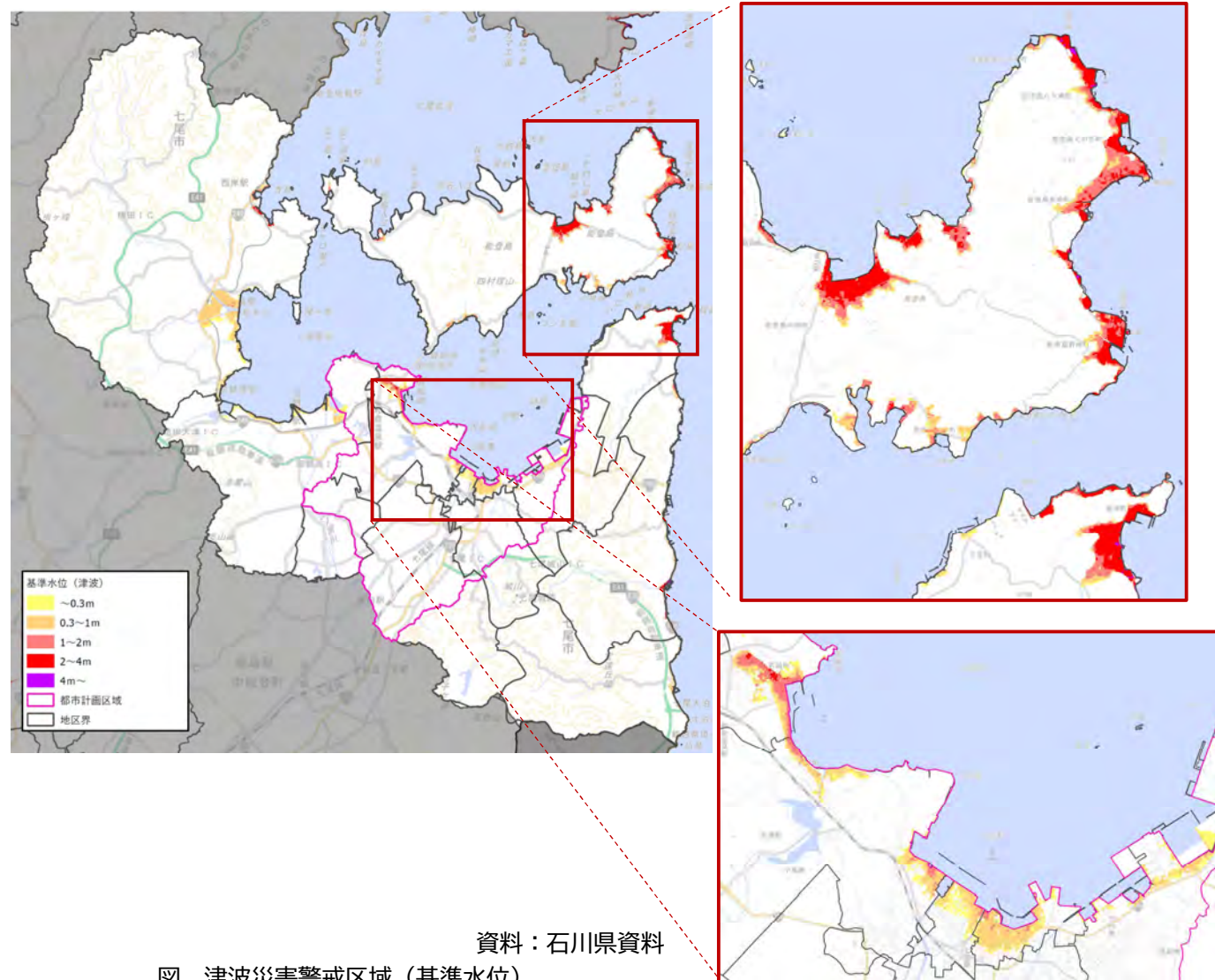
- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定

分析の視点	データ重ね合わせ
洪水の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・浸水想定区域×人口（250mメッシュ）
垂直避難が困難で事前に水平避難が必要な建物や地区を確認	・浸水想定区域（浸水深3.0m以上）×建物
水平避難が必要な地区に指定避難所が分布しているか確認	・浸水想定区域×指定避難所（500m圏域）
河岸侵食や氾濫流により被害が懸念される建物があるか確認	・浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）×建物

4-2-2 津波

災害ハザード状況

- ・沿岸部の市街地や集落地で浸水が想定
- ・木造家屋が全壊するとされる基準水位 2.0m 以上の浸水が想定される地区がみられる



災害リスク分析の方針

- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定

分析の視点	データ重ね合わせ
津波の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・津波災害警戒区域×人口（250mメッシュ）
津波による被害が懸念される建物があるか確認	・津波災害警戒区域（基準水位 2.0m 以上）×建物
浸水が想定される地区における緊急避難場所の有無を確認	・津波災害警戒区域×緊急避難場所・指定避難所（500m圏域）

4-2-3 内水

災害ハザード状況

- ・今年度検討中

災害リスク分析の方針

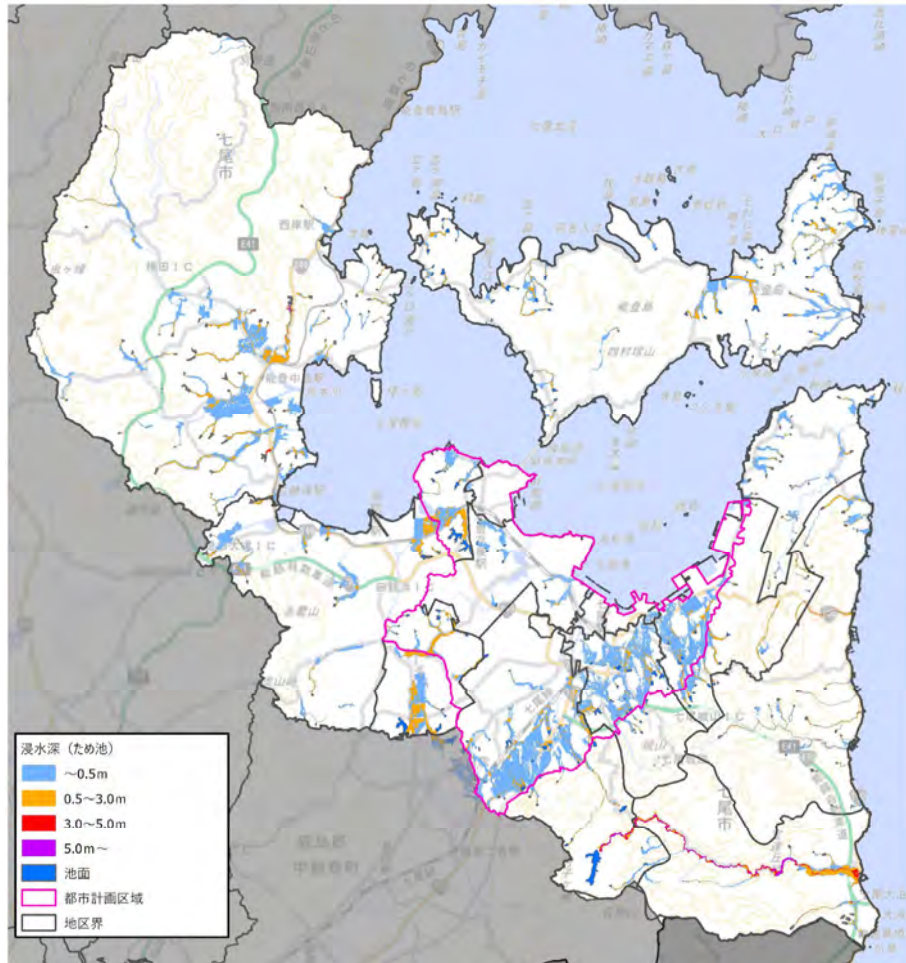
- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定

分析の視点	データ重ね合わせ

4-2-4 ため池

災害ハザード状況

- ・本市には 300 以上の多くのため池が分布し、ため池の堤体が決壊した場合の浸水が想定されている
- ・0.5m未満の浸水が市全域で見られるものの、浸水深 3.0m以上の浸水はほとんど想定されていない



資料：七尾市資料

図 ため池浸水想定区域（浸水深）

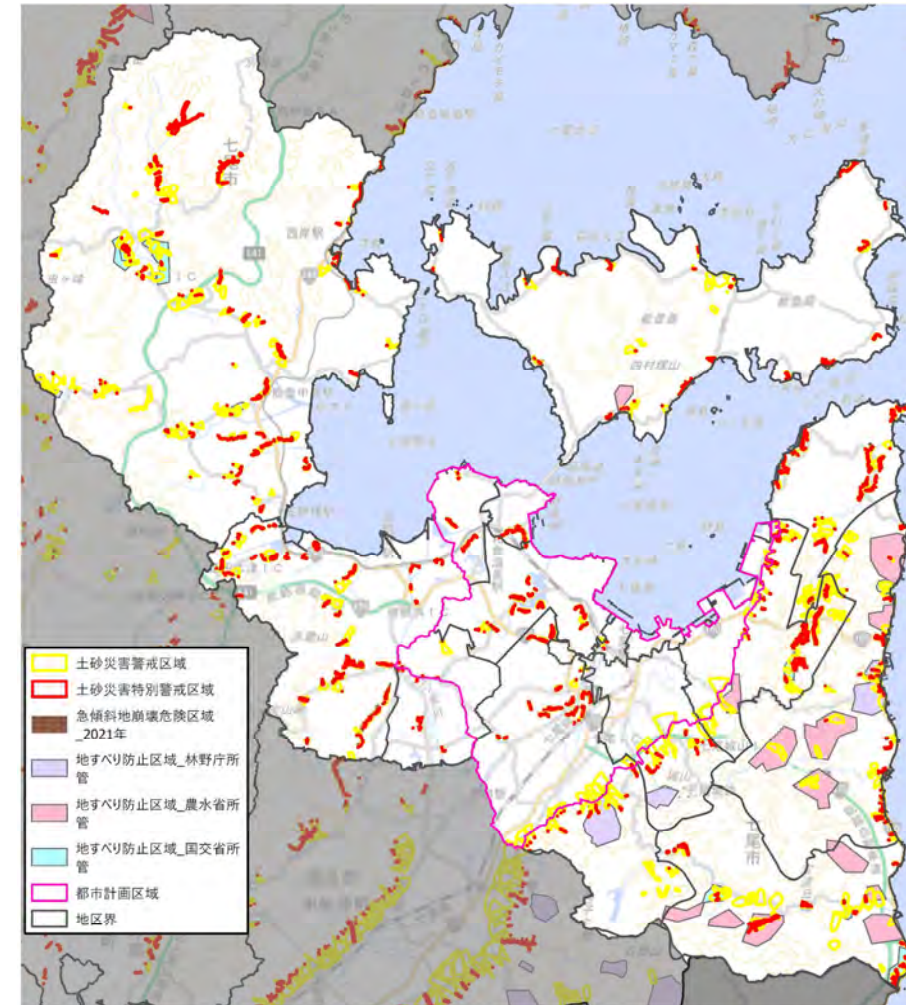
災害リスク分析の方針

- ・浸水深 3.0m以上の地区がほとんどみられず、400 のため池の堤体が同時に破堤することも現実的ではないため、各ため池を統合した浸水想定区域での分析は行わない
- ・災害リスク分析は行わないが、ため池の老朽化が進行していることを踏まえた取組を検討していく

4-2-5 土砂災害

災害ハザード状況

- ・土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が市全域で指定され、土砂災害のリスクが高い地区が分布している
- ・一部区間が、土砂災害警戒(特別)区域等の土砂災害の危険性が高い地域を通る国県道がみられる



資料：七尾市資料

図 ため池浸水想定区域（浸水深）

災害リスク分析の方針

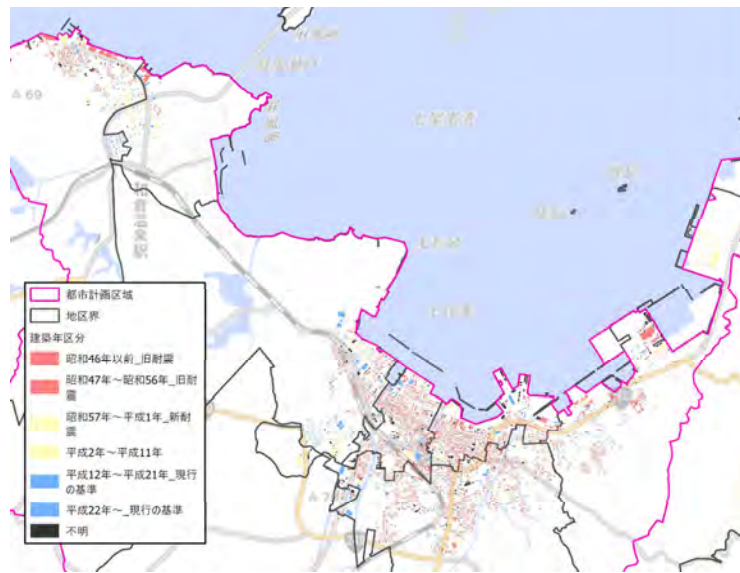
- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定

分析の視点	データ重ね合わせ
土砂災害の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・内水浸水想定区域×人口（250mメッシュ）
土砂災害による被害が懸念される建物があるか確認	・土砂災害のリスクが高い地区（土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地警戒区域・地すべり防止区域）×建物

4-2-5 地震

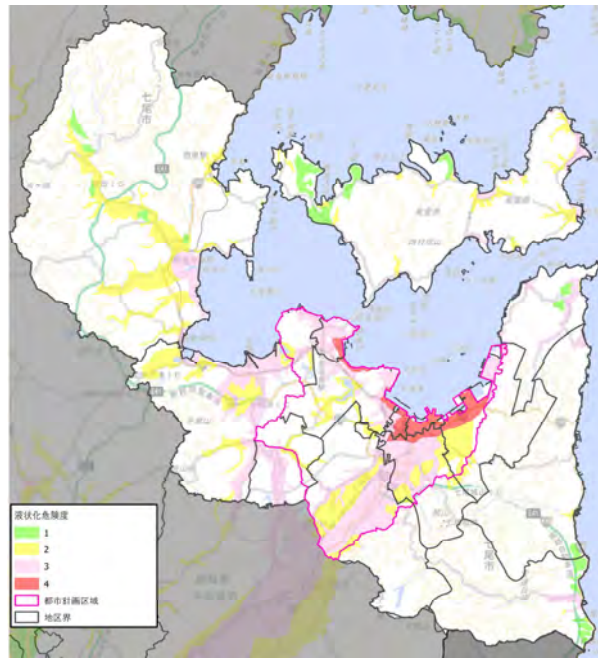
災害ハザード状況

- ・旧耐震基準に基づき建築されたと想定される昭和 56 年以前の建物が市街地（用途地域）全域に多く分布し、大規模地震発生の際に倒壊等の被害が懸念される
- ・七尾駅周辺の市街地では、木造家屋が密に立地しており、火災が発生した際の延焼が懸念される
- ・液状化の危険性が高い地域が、七尾港周辺にみられる



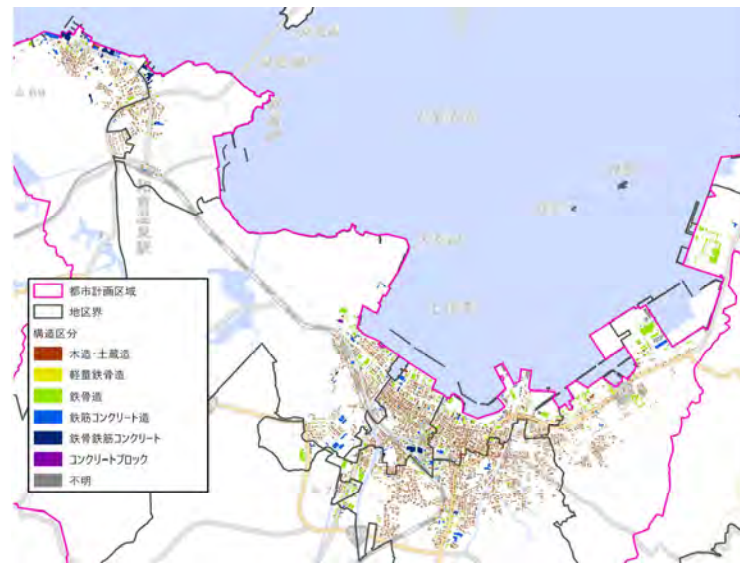
資料：令和元年度都市計画基礎調査

図 建築年別建物現況



資料：七尾市資料

図 液状化危険度



資料：令和元年度都市計画基礎調査

図 構造別建物現況

災害リスク分析の方針

- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定

分析の視点	データ重ね合わせ
昭和 56 年以前に建築された建物の分布を確認	・ 建築年別建物分布（昭和 56 年以前）
木造家屋が密に分布している地域を確認	・ 構造別建物分布（木造家屋）
液状化危険度が高い地域における公共公益施設の立地状況を確認	・ 液状化危険度 × 公共公益施設

### 4-3 災害リスク分析

#### 4-3-1 洪水

○洪水に関する災害リスク分析結果を以下に整理

分析の視点	分析結果
洪水の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域に約 24 千人が居住しており、多くの市民が洪水による影響を受けることが想定される。(※人口は浸水想定区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計)</li> <li>人口が集積する七尾駅周辺の市街地や田鶴浜地区、中島地区においても浸水が想定される。</li> </ul>
垂直避難が困難で事前に水平避難が必要な建物や地区を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>七尾駅周辺の市街地では広い範囲で浸水が想定されるものの、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物は一部にとどまり、2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の建物はみられない。</li> <li>田鶴浜地区では、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物が多く分布し、一部では2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の建物もみられる。</li> <li>中島地区では、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物が多く分布するとともに、2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の建物についても熊木川周辺で多く立地している。</li> </ul>
水平避難が必要な地区に指定避難所が分布しているか確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物への浸水が想定されている地域で、指定避難・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる。</li> </ul>
河岸侵食や氾濫流により被害が懸念される建物があるか確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>御祓川沿いで河岸侵食が想定され、被害を受けることが懸念される建物が分布している。</li> <li>二宮川沿いの一部区間で河岸侵食が想定され、被害を受けることが懸念される建物が分布している。</li> <li>熊木川沿いで河岸侵食が想定され、被害を受けることが懸念される建物が分布している。また、河道が蛇行している地域周辺において、氾濫流による木造家屋の被害が想定されている。</li> </ul>

#### 4-3-2 津波

○津波に関する災害リスク分析結果を以下に整理

分析の視点	分析結果
津波の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波災害警戒区域に約 13 千人が居住しており、多くの市民が津波による影響を受けることが想定される。(※人口は津波災害警戒区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計)</li> <li>人口が集積する七尾港周辺の市街地や石崎地区においても浸水が想定される。</li> </ul>
津波による被害が懸念される建物があるか確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>七尾港周辺の市街地では基準水位 1.0m未満の浸水が想定されが、木造家屋が全壊するとされる基準水位 2.0m以上の建物はほとんどみられない。</li> <li>石崎地区では、石崎漁港周辺で基準水位 2.0m未満の浸水が想定される建物がみられるが、全壊するとされる基準水位 2.0m以上の建物はみられない。</li> <li>中島地区では、西岸駅周辺の沿岸部で木造家屋が全壊するとされる基準水位 2.0m以上の建物がみられる。</li> <li>富山湾に面する崎山地区、北大呑地区、南大呑地区では、木造家屋が全壊するとされる基準水位 2.0m以上が想定される集落がみられる。</li> <li>能登島地区では、木造家屋が全壊するとされる基準水位 2.0m以上が想定される集落が外海に面する地域を中心にみられる。</li> </ul>
浸水が想定される地区における緊急避難場所の有無を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>七尾港周辺の津波による浸水が想定される地域では、指定緊急避難場所がおおむね配置されている傾向にある。</li> <li>石崎地区における津波による浸水が想定される漁港周辺では、指定緊急避難場所・指定避難所まで一定以上の距離があるものの、浸水範囲が限定的なため浸水想定区域外への避難が可能である。</li> <li>中島地区における津波による浸水が想定される西岸駅周辺の集落では、指定緊急避難場所・指定避難所まで一定以上の距離があるものの、浸水範囲が限定的なため浸水想定区域外への避難が可能である。</li> <li>崎山地区、北大呑地区、南大呑地区、能登島地区では、指定緊急避難場所・指定避難所まで一定以上の距離があり、後背地が山地となっているため、高齢者等にとって浸水想定区域外への徒歩での避難が困難な場合が想定される。</li> </ul>

4-3-3 内水

-

4-3-4 ため池

-

4-3-5 土砂災害

○土砂災害に関する災害リスク分析結果を以下に整理

分析の視点	分析結果 ※分析図参照
土砂災害の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害の危険性が高い地域に約 14 千人が居住しており、土砂災害による影響を受けることが想定される。(※人口は浸水想定区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計)</li> <li>・人口が集積する市街地に隣接する地域で土砂災害が想定される。</li> </ul>
土砂災害による被害が懸念される建物があるか確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内の市街地では市全体と比べて土砂災害の危険性が高い地域は少ない傾向にあるものの、市街地に隣接する地域等では土砂災害による被害が懸念される建物がみられる</li> <li>・都市計画区域外は、山地が占める割合が高い地理的条件もあり、土砂災害の危険性が高い地域が多く、被害が懸念される建物や集落がみられる</li> </ul>

4-3-5 地震

○地震に関する災害リスク分析結果を以下に整理

分析の視点	分析結果 ※分析図参照
昭和 56 年以前に建築された建物の分布を確認 ※都市計画基礎調査が実施されている用途地域内のみ確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧耐震基準に基づき建築されたと想定される昭和 56 年以前の建物が、七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地で広く分布しており、能登半島地震では昭和 56 年以前の建物の被害が多い傾向にあったことから、大きな地震が今後発生した際の被害が懸念される。</li> </ul>
木造家屋が密に分布している地域を確認 ※都市計画基礎調査が実施されている用途地域内のみ確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地の建物の多くが木造・土蔵造であり、能登半島地震では木造・土蔵造の建物の被害が多い傾向にあったことから、大きな地震が今後発生した際の被害が懸念される。</li> </ul>
液状化危険度が高い地域における公共施設等の立地状況を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七尾港周辺の液状化危険度が相対的に高くなっており、各建物での対策が必要な状況にある。</li> </ul>

#### 4-4 防災上の課題

○災害リスク分析の結果を踏まえ、防災上の課題を整理

**課題① 都市計画区域内の市街地において浸水や土砂災害が想定されており暮らしの場を継承していくための取組が必要**

- 都市計画区域内の七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の人口や都市機能の集積する市街地においても、洪水や津波等の浸水が想定されているが、都市計画区域外と比較すると災害リスクは低い状況
- 災害リスクが低い傾向にある状況を活かし、既成市街地を今後も暮らしの場として継承していくために、想定される災害を踏まえた取組が必要

**課題② 都市計画区域外の集落をはじめとする大きな被害が想定される地域では命を守るための取組が必要**

- 都市計画区域外では、洪水に対して2階への垂直避難が困難となる浸水深3.0m以上が想定される建物・集落や津波により木造家屋が全壊するとされる津波浸水深2.0m以上の建物・集落がみられる状況
- 山地が多くを占める都市計画区域外では、土砂災害の危険性が高い地域が多い傾向にあり、建物・集落への被害が懸念
- 上記のような命の危険を回避することが最優先で求められる地域における事前に避難することを徹底する等の命を守るための取組が必要

**課題③ 広い範囲で浸水や土砂災害が想定される中、能登半島地震により防災施設が被災しており、防災性向上に向けた取組が必要**

- 市内の広い範囲で洪水・津波等の浸水や土砂災害が想定されている中、能登半島地震で海岸施設や河川堤防、排水施設等の防災関連施設が被災しており、防災性が一時的に低下している状況
- 防災性が一時的に低下している中では、想定以上の災害リスクが懸念されたため、早急な防災関連施設の防災性向上に向けた取組が必要

#### 4-5 防災まちづくりの方針

○防災上の課題に対応する防災まちづくりの方針を整理

**方針① 七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地を定住する場として選んでもらえる防災・減災まちづくり**

- 災害リスクが低いことを活かし、七尾市内での定住を促進するため、安心して暮らしの場として選んでもらえるよう七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地における防災・減災のまちづくりを進めます。

**方針② 一人ひとりが災害時に行動し、助け合うことのできる防災・減災まちづくり**

- 七尾市内において命にかかわるような洪水・津波の浸水や土砂災害が想定される地域もあることから、一人ひとりが自分事として想定される災害リスクを理解し、日ごろから災害への準備をするとともに、災害発生時には各自が行動し、助け合うことができるよう地域での防災・減災のまちづくりを進めます。

**方針③ ハード・ソフト両面から取組を行う総合的な防災・減災まちづくり**

- 想定される災害に対して、ハード対策での対応は期間が長期化し経済的にも行政に大きな負荷がかかるため、長期的にハード対策を随時進めながら、短期・中期的にはソフト対策を講じながら、ハード・ソフト両面から総合的な防災・減災のまちづくりを進めます。



○防災まちづくりの方針及び災害リスク分析を踏まえ、災害種別ごとにハード・ソフト対策の方針を整理

災害種別	ハード対策（長期）	ソフト対策（短期・中期）
洪水	・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る	・各種災害リスクの情報を発信し、防災意識の啓発を図る ・地区防災計画等の地域での事前の防災・減災の取組を支援
津波	・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る	・浸水深3.0m以上の地域、家屋倒壊等氾濫想定区域をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る ・基準水位2.0m以上をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る
内水	・排水施設の更新を推進し、浸水防止を図る	
ため池	・ため池の耐震性を強化し、堤体の決壊による浸水防止を図る	
土砂災害	・土砂災害防止対策を促進し、土砂災害の防止を図る	・土砂災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る
地震	・住宅等の耐震対策を支援し、建物の倒壊防止を図る	

4-5-1 洪水

**市全体**  
**【災害リスク】**  
 ・洪水浸水想定区域に約 24 千人が居住しており、多くの市民が洪水による影響を受けることが想定される  
 ・指定避難所・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発  
 ・高齢者や要配慮者等の避難体制の確保

**【災害リスク】**  
 ・2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0 m以上の浸水が想定され、建物内での避難が困難となる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・事前の余裕を持った水平避難の促進  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

**【災害リスク】**  
 ・河川沿いで河岸侵食が想定され、建物に被害が生じる可能性がある  
 ・氾濫流により木造家屋に被害が生じる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・家屋倒壊等氾濫想定区域の情報を発信  
 ・事前の余裕を持った水平避難の促進

**【災害リスク】**  
 ・崎山川周辺で建物の浸水が想定

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

**【災害リスク】**  
 ・熊淵川周辺で建物の浸水が想定

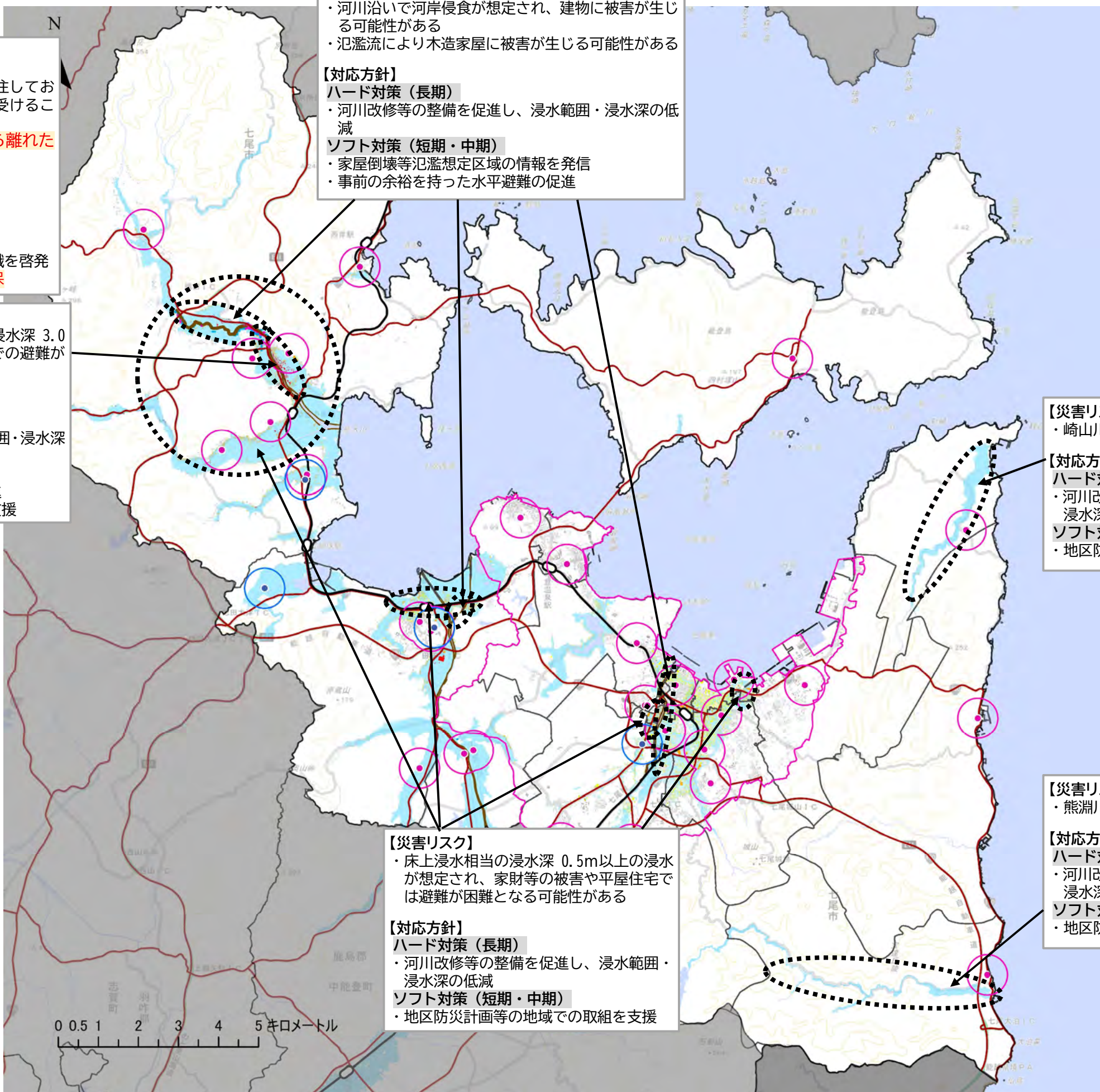
**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

**【災害リスク】**  
 ・床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

凡例

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所ハツファ500m
- 指定緊急避難場所ハツファ500m
- 鉄道駅
- 鉄道
- 緊急輸送道路
- C0401.01 建物用途現況 七尾市R01
- 浸水深区分別建物
- ~0.5m
- 0.5m~3.0m
- 3.0m~5.0m
- 5.0m~10.0m
- 浸水なし
- 洪水浸水想定区域 想定最大規模 R5
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 河岸侵食による被害が想定される建物
- 氾濫流による被害が想定される建物



4-5-2 津波

**市全体**  
**【災害リスク】**  
 ・津波災害警戒区域に約13千人が居住しており、多くの市民が津波による影響を受けることが想定される  
 ・指定避難所・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発  
 ・高齢者や要配慮者等の避難体制の確保

**【災害リスク】**  
 ・基準水位2.0m以上の浸水が想定され、家屋に大きな被害が生じ、その場での避難も困難となる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・事前の余裕を持った水平避難の促進  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

**【災害リスク】**  
 ・基準水位2.0m以上の浸水が想定され、家屋に大きな被害が生じ、その場での避難も困難となる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・事前の余裕を持った水平避難の促進  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

**【災害リスク】**  
 ・基準水位0.3m以上2.0m未満の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

**【災害リスク】**  
 ・基準水位0.3m以上2.0m未満の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

**【災害リスク】**  
 ・基準水位0.3m以上2.0m未満の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

**【災害リスク】**  
 ・基準水位0.3m以上1.0m未満の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

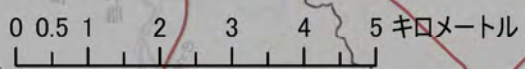
**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

**【災害リスク】**  
 ・基準水位2.0m以上の浸水が想定され、家屋に大きな被害が生じ、その場での避難も困難となる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・事前の余裕を持った水平避難の促進  
 ・地区防災計画等の地域での取組を支援

**凡例**

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所バッファ500m津波
- 指定緊急避難場所バッファ500m津波
- 鉄道駅
- 鉄道
- 緊急輸送道路
- 津波災害警戒区域\_R5
- 津波基準水位区別建物
- ~0.3m
- 0.3m~1.0m
- 1.0m~2.0m
- 2.0m~4.0m
- 浸水なし



4-5-5 土砂災害

**市全体**  
**【災害リスク】**  
 ・土砂災害の危険性が高い地域に約14千人が居住しており、土砂災害による影響を受けることが想定される。  
 ・土砂災害の危険性が高い地域に建物の分布がみられ被害が生じる可能性がある

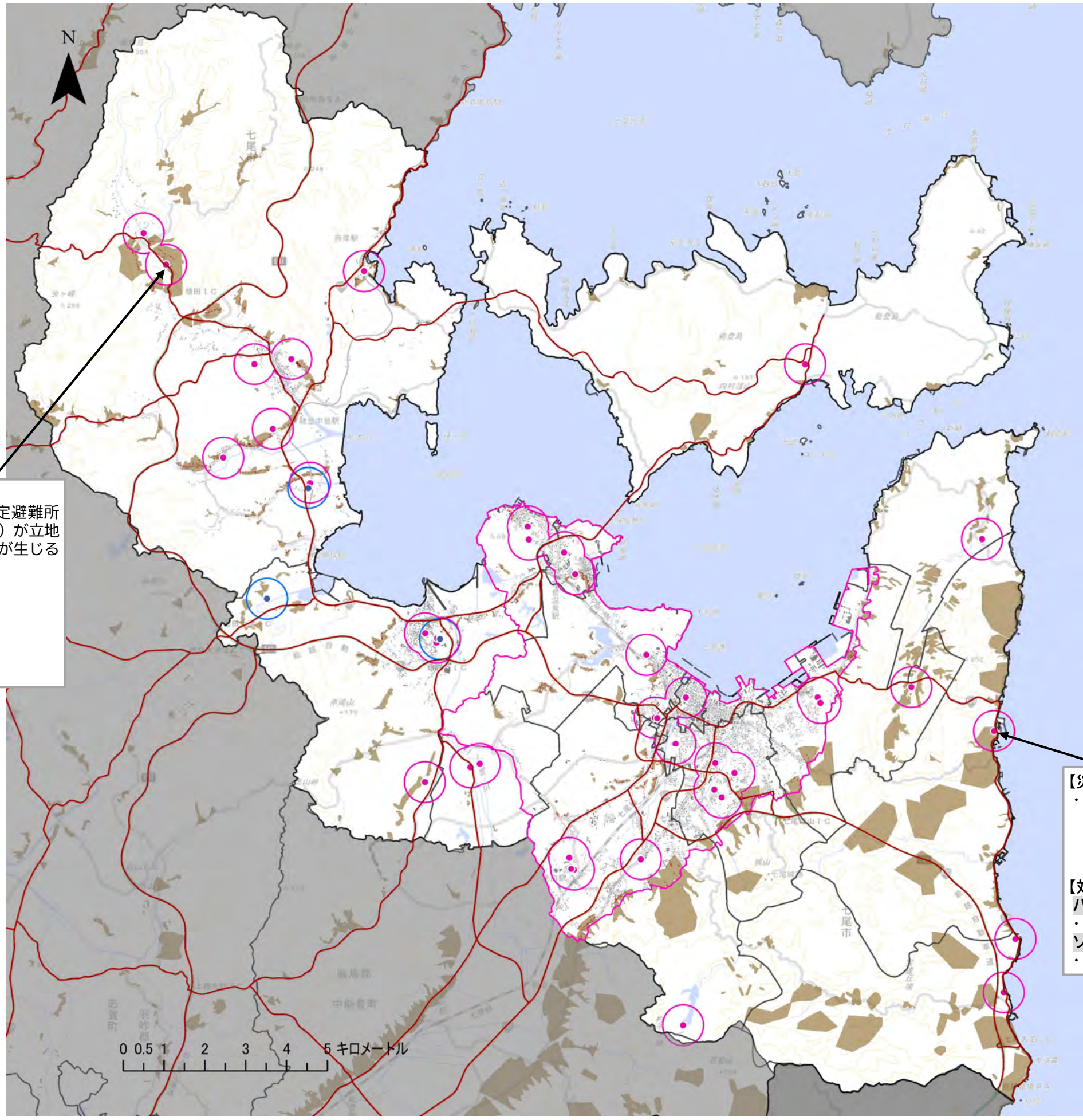
**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・土砂災害防止対策を促進し、土砂災害を防止  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発  
 ・事前の余裕を持った水平避難の促進

**【災害リスク】**  
 ・地滑り防止区域の範囲内に指定避難所（鉦打農林漁家高齢者センター）が立地しており、発災時に施設に被害が生じる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・指定避難所の強化を検討  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・土砂災害のハザード情報の発信

**凡例**

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 緊急輸送道路
- 土砂災害リスク**
- 土砂災害の危険性が高い建物
- なし
- 土砂災害のリスクが高い地域
- 指定避難所兼指定緊急避難場所バッファ500m\_土砂
- 指定緊急避難場所バッファ500m\_土砂



**【災害リスク】**  
 ・地滑り防止区域の範囲内に指定避難所（北大呑地区コミュニティセンター）が立地しており、発災時に施設に被害が生じる可能性がある

**【対応方針】**  
**ハード対策（長期）**  
 ・指定避難所の強化を検討  
**ソフト対策（短期・中期）**  
 ・土砂災害のハザード情報の発信